

蕨市 男女共同参画 パートナーシッププラン

多様性を尊重し

誰もが活躍できるまち蕨

第3次

令和6年度 令和15年度
2024年度 ▶ 2033年度



蕨市
Warabi City

はじめに



この度、令和6年度から15年度までの10年間を計画期間とする「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」を策定しました。

近年、人口減少・少子高齢化社会や国際化の進展、家族形態の多様化、性の多様性の尊重など、急速に社会が変化していくなかで、性別にかかわらず自分らしく個性と能力を発揮できる社会をつくるのが、ますます求められてきています。また、国連サミットにおいても、誰一人として取り残さない社会の実現に向け、2030年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられ、その17の目標の一つとなる「ジェンダー平等の実現」は、他のすべての目標を実現するうえでも不可欠なものとして取り組まれています。

こうしたなか、本市では、平成15（2003）年3月に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定して以来、2次にわたる「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」に基づき、男女共同参画の実現に向けた各種施策を総合的に推進しており、去年は、新たに「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を創設しています。

新たな計画では、この間に進めてきた施策への課題や社会情勢の変化を踏まえ、計画の理念に「多様性を尊重し誰もが活躍できるまち蕨」を掲げ、ジェンダー平等の推進など「人権を尊重する意識づくり」、女性の参画推進など「男女が活躍できる社会づくり」、女性の視点による防災対策やDV防止など「安心して暮らせるまちづくり」を目標とし、市民の皆様や各種関係団体等と連携を図りながら、男女共同参画を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました蕨市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました皆様に心より厚くお礼申し上げますとともに、計画推進につきましても、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年3月 蕨市長 頼高 英雄

目 次

第1章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念	3
5 市・市民・事業者の責務	4

第2章 計画を取り巻く動向

1 国際社会の動向	6
2 国の動向	7
3 埼玉県動向	8
4 蕨市の動向	9

第3章 計画の体系と内容

1 計画の体系	12
2 目標と基本方針	14
目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	15
基本方針1 ジェンダー平等の実現に向けた環境づくり	15
基本方針2 多様な性の在り方への理解促進と支援	19
目標Ⅱ 男女が活躍できる社会づくり	22
基本方針3 意思決定過程への女性の参画推進	22
基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの推進	26
目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	30
基本方針5 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	30
基本方針6 暴力の根絶と被害者支援	33
基本方針7 生涯を通じた心と身体健康支援	38
目標Ⅳ 推進体制の充実	41

第4章 資料編

1 男女共同参画白書	44
男女共同参画市民意識調査結果	44
蕨市の男女共同参画の状況	66
2 関係法令・条例	68
蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	68
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	70
男女共同参画社会基本法	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	78
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	85
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律	92
埼玉県男女共同参画推進条例	94
3 用語の解説(本文中に*を付した語句の解説)	96
4 計画策定にあたって	98
策定の経過	98
名簿	99

第1章 計画の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本理念
- 5 市・市民・事業者の責務

1 計画策定の趣旨

蕨市では、平成 15（2003）年 6 月 1 日に、蕨市の独自性と地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行し、条例に基づいた計画として平成 16（2004）年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定しました。

その後、3 回にわたり計画改定を行い、時代の変化に応じた取り組みを推進してきました。直近の 2019（平成 31）年には「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第 2 次）後期計画」を策定し令和 5（2023）年で計画期間満了を迎えることとなります。

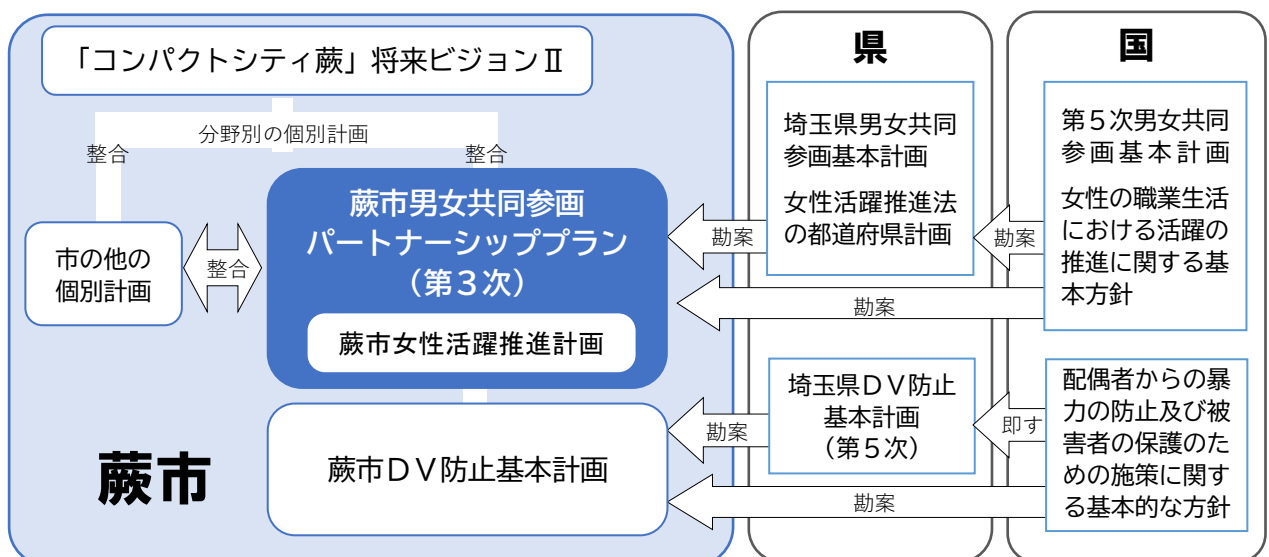
このたび、『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、蕨市が男女共同参画社会の実現に向けて、国の「第 5 次男女共同参画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえ、新たに「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第 3 次）」（以下「計画」という）を策定いたしました。

2 計画の性格と位置付け

○本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」に基づき、蕨市が男女共同参画社会の実現に向けて必要な施策を明らかにし、総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。また、この計画中、目標Ⅱの基本方針 3 及び 4 に係る部分を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

○本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。

○本計画は、蕨市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』との整合性を図り、その個別計画として位置付けられるものです。



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年とします。なお、策定から5年経過する令和10（2028）年に、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などにより、計画の見直しを行います。



※取り組み項目の指標の目標値については、令和15（2033）年度までの目標値となります。

4 計画の基本理念

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第3条にある7つの基本理念※を、この計画の基本理念とします。

条例の基本理念のもとに、蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）の基本理念は次のとおりです。

基本理念

多様性を尊重し 誰もが活躍できるまち 蕨

基本理念のもと、男女共同参画社会を実現させるために4つの目標を定め、基本方針のもと施策と具体的な市の取り組みや計画推進のための指標を設定しました。

1. ※パートナーシップ条例の基本理念（第3条）
2. 性別によって役割を分ける意識や慣習の見直し
3. 意思決定への男女の平等な参画
4. 家庭生活、仕事、地域活動等の両立
5. 性別による権利侵害の禁止
6. 性と生殖に関する健康と権利の尊重
7. 国、県、他市町村との連携及び国際的理解・協力

5 市・市民・事業者の責務

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例第4条、第5条、第6条に基づいて、この計画の施策を推進するため、市・市民・事業者の責務を次のとおりとします。

市の責務

- (1)男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2)市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3)男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

市民の責務

- (1)固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2)家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3)市が行う施策に積極的に協力します。

事業者の責務

- (1)事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2)市が行う施策に積極的に協力します。

第2章 計画を取り巻く動向

- 1 国際社会の動向
- 2 国の動向
- 3 埼玉県の動向
- 4 蕨市の動向

1 国際社会の動向

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とする世界行動計画を採択しました。続く昭和 51（1976）年からの 10 年間を「国連婦人の十年」とし、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。その間、昭和 54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、昭和 60（1985）年には「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された国連世界女性会議では、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。平成 12（2000）年には国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「行動綱領」の達成状況の検討と評価が行われるとともに、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。さらに、北京会議から 10 年がたった平成 17（2005）年には国連「北京+10」世界閣僚級会合が、平成 22（2010）年には国連「北京+15」記念会合が、平成 27（2015）年には国連「北京+20」記念会合が開催され、これまでの取り組みの確認と評価が行われました。

また、この間、平成 23（2011）年には国連のジェンダー*関連の 4 つの国際機関が統合され、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関）」が発足、平成 26（2014）年には国連婦人の地位委員会において我が国が初めて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

近年では、平成 27（2015）年に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で、17 の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、目標 5 では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが SDGs の取り組みとして掲げられています。

SDGs と本計画との関係

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とは、2015 年 9 月に国連サミットにおいて採択された 2016 年から 2030 年までの国際的な取り組み目標です。貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17 の目標とそれを達成するための 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げています。

この中の目標 5 の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」をはじめ、本計画では、関係する SDGs の視点を取り入れ、「多様性を尊重し誰もが活躍できるまち蔵」に向けて、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に取り組めます。



2 国の動向

国では、国際婦人年国際会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 50（1975）年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和 52（1977）年には今後 10 年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」が策定され、その間、国籍法・戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など国内関連法の整備を進め、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」に批准しました。

昭和 62（1987）年には男女共同参加型社会の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 3（1991）年の第 1 次改正で「共同参加」から「共同参画」へと表現が改められました。平成 8（1996）年には「北京宣言及び行動綱領」を踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には同法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13（2001）年には内閣府に「男女共同参画局」が設置され、国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」も設置されました。

また、同年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV*防止法」という）が制定されました。「DV防止法」については、改正が重ねられ、令和 5（2023）年には、DV対策を強化するための法律が成立し、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則化、国の基本方針及び都道府県の基本計画の記載事項が拡充されました。

平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が、平成 27（2015）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が、令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層進められています。

平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性はその個性と能力を十分に発揮できるよう、事業主行動計画の策定など、事業主の責務が定められました。令和 4 年の一部改正では、一般事業主行動計画の策定や女性の職業生活に関する活躍の情報公表の義務が、常用労働者数 101 人以上の事業主に拡大されました。

令和 4（2022）年には改正「育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律）」が施行され、同年には、「産後パパ育休（出生時育児休業制度）」を創設し、男女とも仕事と育児が両立できるよう、法律が整備されました。

また、令和 4（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が成立し、国や地方公共団体に対して、DV、性暴力、貧困、障がい等様々な困難を抱えた女性への支援に必要な施策の構築を目指すこととなりました。

さらに、令和 5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律（理解増進法）」が施行され、国や自治体、企業等に性的マイノリティ*への理解の増進や啓発、環境の整備などを努力義務として定めました。

3 埼玉県動向

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国内外の動向や県の状況を踏まえて、昭和 55（1980）年に初めての女性計画にあたる「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定されました。昭和 61（1986）年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定され、平成 7（1995）年には「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、地域性を考慮した男女共同参画施策を推進するため、平成 12（2000）年に全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14（2002）年には条例に基づく「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。県の施策の実施とともに男女共同参画の拠点施設となる「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設され、平成 20（2008）年には、同センター内に働きたい女性や女性の再就職を支援する「埼玉県女性キャリアセンター」が設置されました。

さらに、令和 4（2022）年には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行し、自分が好きになる相手、性的な関心の対象となる性についての指向（性的指向）や、自分の性についての認識（性自認）が、地域、学校、職場などで尊重され、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。

4 蕨市の動向

蕨市では、昭和 56（1981）年策定の「蕨市基本構想」の理念に「人間を大事にする」を掲げ、翌年の「蕨市基本計画」では「婦人」の項目立てを行い、「婦人の地位向上のための啓蒙と環境整備の充実に努める必要」を示して、女性問題の解決を市政の課題に位置付けました。「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60（1985）年には、市内 24 の女性団体が一堂に会して記念事業を行ったことをきっかけに、市でも「婦人対策プロジェクトチーム」を設け、昭和 62（1987）年に「男女共同参画型社会の実現をめざして」という構想を策定しました。また同年、「蕨市婦人行政連絡会議」（平成 2（1990）年に男女平等行政推進会議と改称）を、昭和 63（1988）年には市民、女性団体、関係機関の職員で構成する「蕨市女性問題会議」を設置しました。

一方、平成 2（1990）年に市制施行 30 周年事業として開かれた「女性の祭典」をきっかけに団体の代表者や有志の人々が集まり、平成 4（1992）年に市民主体の「蕨市男女平等推進市民会議」が発足しました。そして、同年「蕨市女性問題会議」からの提言を受け、185 の事業からなる「男女平等行動計画パートナーシッププラン 185」を策定、平成 10（1998）年には後期計画を策定し、男女平等啓発紙「パートナー」の発行や男女平等作文などの作品募集事業、男女共同参画展示事業など、様々な事業施策に取り組んできました。平成 13（2001）年、行動計画の終了時期を迎えるにあたり設置した「男女共同参画プラン策定懇話会」から、「計画策定を先送りにしても、よりどころとなる男女共同参画を進める条例作りを目指せ」という提言があり、市ではその提言を尊重して、条例について検討する「男女共同参画市民懇談会」を設けました。「男女共同参画市民懇談会」からの提言をもとに、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」が平成 15（2003）年 3 月 25 日に成立、6 月 1 日に施行しました。同年 7 月には、条例に基づく「男女共同参画推進委員会」を設置し、平成 16（2004）年には、条例に基づいた計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定しました。これ以降、社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画の進捗状況などにより、5 年ごとに計画を改定しています。

また、配偶者等からの暴力への対策について、平成 19（2007）年の改正「DV防止法」で市町村基本計画の策定が努力義務になったことを受け、平成 24（2012）年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（以下「蕨市DV防止基本計画」という。）を、その後、計画の改定を重ねて令和 3（2021）年に「蕨市DV防止基本計画（第3次）」を策定し、DV防止及び被害者の支援についても着実に推進しています。

近年では、令和 5（2023）年 7 月から、市は一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、多様性を認め合い、個性と能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現を目指す取り組みの一つとして、性別等にかかわらず互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、協力し合い共同生活を続けることを約束した二人がパートナーシップの関係にあることを市に届出をし、市がその届出に対して、「届出受理証明書」及び「届出受理証明カード」を交付しています。

第3章 計画の体系と内容

- 1 計画の体系
- 2 目標と基本方針

1 計画の体系

理念

多様性を尊重し 誰もが活躍できるまち 蕨

目 標

目標Ⅰ

一人ひとりの人権を尊重する意識づくり



目標Ⅱ

男女が活躍できる社会づくり



目標Ⅲ

誰もが安心して暮らせるまちづくり



目標Ⅳ

推進体制の充実

基本方針

基本方針 1

ジェンダー平等の実現に向けた環境づくり

基本方針 2

多様な性の在り方への理解促進と支援

基本方針 3

意思決定過程への女性の参画推進

基本方針 4

ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針 5

男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

基本方針 6

暴力の根絶と被害者支援

基本方針 7

生涯を通じた心と身体 の健康支援

施 策

- (1) ジェンダー平等の意識の醸成
- (2) 教育の場における学習環境の推進
- (3) 生涯学習等を通じた学びの機会の提供

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティの人への支援

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 地域活動への男女の参画拡大
- (3) 能力を発揮できる人材育成

蕨市女性活躍推進計画

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実
- (3) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 困難な問題を抱える人への支援
- (2) 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

- (1) 女性に対する暴力やハラスメントの根絶に向けた対応
- (2) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
- (3) 配偶者等暴力被害者への支援の充実と関係機関との連携

別冊：蕨市DV防止基本計画 (第3次)

- (1) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
- (3) 心と身体に関わる相談体制の充実

- (1) 計画実行に向けた適切な進行管理の実施
- (2) 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進
- (3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

2 目標と基本方針

目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

男女共同参画や性の多様性を尊重できる社会を実現するためには、人々の意識の中に形成された性別による固定的性別役割分担意識*や性別による無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）*を解消することが重要です。

すべての人がその個性と能力を発揮できる社会を目指し、性別などによって差別を受けず、一人ひとりの人権やジェンダー平等について、認識や理解を深める取り組みを進めます。

目標Ⅱ 男女が活躍できる社会づくり

男女が対等にあらゆる政策・方針決定過程の場に参画し、多様な人材が活躍できる社会づくりが求められています。また、女性の社会進出が進むなか、男女がお互いに協力し、仕事と家庭生活、地域活動に参画できるように、ワーク・ライフ・バランス*を促進するなど、働きやすい環境の整備が必要です。

男女が共に活躍できる社会を実現するために、女性の就業支援を行うとともに、男女が平等に家庭生活や地域活動に参画できるよう意識改革や環境の整備を促進します。

目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

多様性に富み、安全・安心で活力あふれる生き生きとした暮らしのあるまちの推進には、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる環境づくりが大切です。

誰もが社会の対等な構成員として充実した生活が送れるよう、女性の視点の導入による防災の取り組みの促進強化や暴力による人権侵害の根絶、身体的・精神的な健康の維持に対する各種支援を充実するとともに、男女共同参画に関する苦情や相談に応じ、持続可能な社会の実現へつなげていきます。

目標Ⅳ 推進体制の充実

蕨市が、平成 15（2003）年に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を施行してから 20 年が経過しました。この条例では、市・市民・事業者は、それぞれ男女共同参画推進にあたっての責務を有し、男女が平等でともにあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的として、協力して取り組むこととなっています。

平成 16（2004）年には、この条例に基づく基本計画として「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定し、市民や関係団体の代表である男女共同参画推進委員会や男女平等行政推進会議と連携をしながら、蕨市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進してきました。男女共同参画の実現に向けて、引き続き、市と市民、事業者等とが主体的に、協働しながら計画を推進していきます。

目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

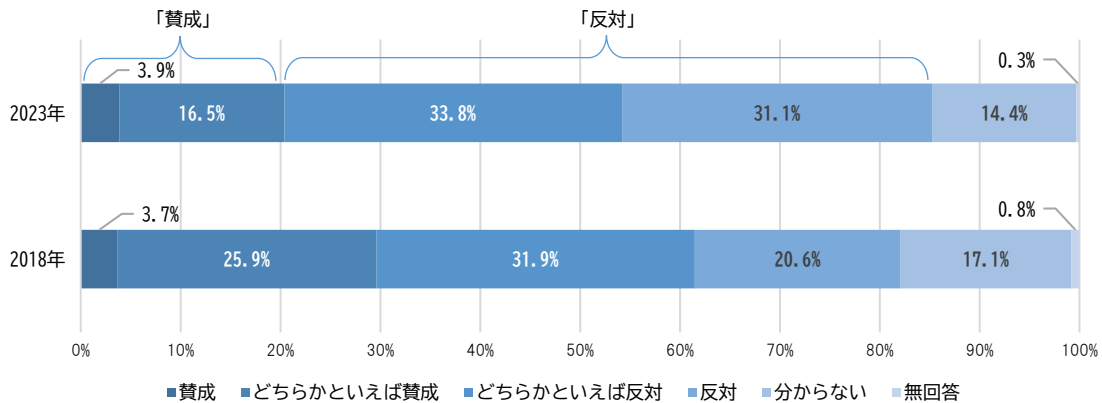
基本方針1

ジェンダー平等の実現に向けた環境づくり

すべての人々の人権と多様性を尊重する社会を実現するためには、「男性は仕事・女性は家庭」など、性別によって生き方や働き方が決められてしまうことがないように、性別による固定的役割分担意識や性別による無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消を図っていくことが必要です。また、意識の形成においては、幼少期からの教育が重要な役割を担っており、学校をはじめ、家庭や地域において、ジェンダー平等に向けた学習の機会の充実を図ることも大切です。

令和5（2023）年度の「蕨市男女共同参画市民意識調査」（以下「男女共同参画市民意識調査」）では、前回の調査（平成30（2018）年度）より、「男性は仕事・女性は家庭」という考え方に「賛成する人」（「どちらかといえば賛成」を含む）の割合が約2割と減少し、「反対する人」（「どちらかといえば反対」を含む）の割合が約6割と増加しており、本市における男女共同参画の意識は、緩やかに高まっている傾向にあります（※図1）。しかしながら、人々の意識や習慣・慣習は、根強く残っているため、固定的性別役割の意識等を生じさせない意識啓発の取り組みを推進します。

※図1：固定的性別役割分担意識についての考え方について
（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
「家庭生活」の分野で 平等になっていると考える市民の割合	27.5%	30.0%	男女共同参画 市民意識調査
「男性は仕事、女性は家庭」という考えに 「反対」と考える市民の割合	64.9%	80.0%	男女共同参画 市民意識調査
「学校教育の場」の分野で 平等になっていると考える市民の割合	52.4%	60.0%	男女共同参画 市民意識調査

施策（１）ジェンダー平等の意識の醸成

固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、様々な機会を通じてジェンダー平等を図り、男女が平等に参画できるよう、パネル展や啓発紙「パートナー」の発行等で意識啓発に努めます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	市ホームページへの情報掲載 やパネル展の実施	市ホームページへの掲載やパネル展示を通じて、男女共同参画社会の意義や責任等について広報・啓発活動を行います。	市民協働課 公民館 図書館
②	男女共同参画啓発紙 「パートナー」の発行	男女共同参画に関する知識と理解を深めていただくとともに、意識の醸成を図ります。	市民協働課
③	男女共同参画作品募集事業 の実施	身近な生活のなかから、男女共同参画への理解と関心を深めます。	市民協働課
④	男女共同参画の視点から 考える表現ガイドの活用	市ホームページや発行物等に、固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力等を助長・連想させない適切な表現に努めます。	市民協働課
⑤	男女共同参画の情報・資料 提供	男女共同参画に関する様々な書籍の貸出や資料提供を行います。	市民協働課 図書館
⑥	人権講演会・街頭人権啓発 の開催活動	講演会や街頭啓発を行い、様々な人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を育みます。	庶務課 市民協働課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
⑦	人権・同和教育指導者養成 講座の開催	人権問題を正しく理解し、地域における人権教育の指導者の養成を図ります。	生涯学習スポーツ課
⑧	人権の花運動の実施	市内小学生を対象に、人権擁護委員と花苗植え等を通じて、命の大切さや思いやりの心を育みます。	市民協働課
⑨	男女共同参画講演会 等の開催	男女共同参画の多様化した課題に応じた講演会を実施します。	市民協働課 コミュニティ・センター
⑩	男女共同参画職員研修 の実施	市職員に適切な知識と情報等を付与し、男女共同参画施策を市全体で推進します。	人事課 市民協働課

施策（２）教育の場における学習環境の推進

子どもたちが性別により差別を受けることなく心豊かに成長し、教育を受けることができるように、小・中学校の児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を学習指導要領に基づき、男女平等の理念を推進する環境づくりを図ります。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	男女混合名簿の使用	男女混合名簿を導入し、男女の区別にとらわれない教育を推進します。	学校教育課
②	学校等におけるジェンダー平等教育の推進	性別による固定観念の解消や多様性の尊重などを学び、自分らしく生きる力を育みます。	市民協働課 学校教育課
③	人権教育の実施	学校の教育活動を通じて、人権尊重や性に関わる意識の向上を図ります。	学校教育課
④	性に関する指導の実施	学校指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施します。	学校教育課
⑤	「親の学習」等の実施	学校及びPTA活動の機会、男女共同参画の視点に立った家庭教育の学びが実施されるよう努めます。	学校教育課
⑥	各種の団体と連携した男女共同参画への啓発活動	各種の団体と連携し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた意識の高揚を図ります。	生涯学習スポーツ課

施策（３）生涯学習等を通じた学びの機会の提供

子どもから大人まで、多様な生き方や性の在り方を尊重するために、各種講座等生涯にわたる学習を通じて、男女共同参画に関する理解を深め、すべての人がその個性と能力を発揮できる社会を推進していきます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	男女共同参画セミナーの開催	あらゆる分野への女性の参画・活躍を促進するためのセミナーを開催します。	市民協働課
②	男女共同参画講演会等の開催 【再掲】	男女共同参画の多様化した課題に応じた講演会を実施します。	市民協働課 コミュニティ・センター
③	生涯学習まちづくり出前講座の活用	生涯学習まちづくり出前講座を活用した男女共同参画の学習機会の提供をします。	生涯学習スポーツ課 公民館
④	家庭教育に関する取り組み	夫婦共同で子育てをすることの大切さ等、多様なライフスタイルに対応した学習を実施します。	市民協働課 公民館
⑤	一日保育士体験の実施	子育てや養育の家庭の役割を家族全員で担い、協力し合って生活できる家庭づくりの大切さを学習します。	保育園
⑥	地域子育て支援センターでの子育てに関する講習等の実施	親子の交流や子育ての相談、子育てに関する講座を通じて、男女共同参画の視点に立った子育て支援を推進します。	子ども未来課

基本方針２ 多様な性の在り方への理解促進と支援

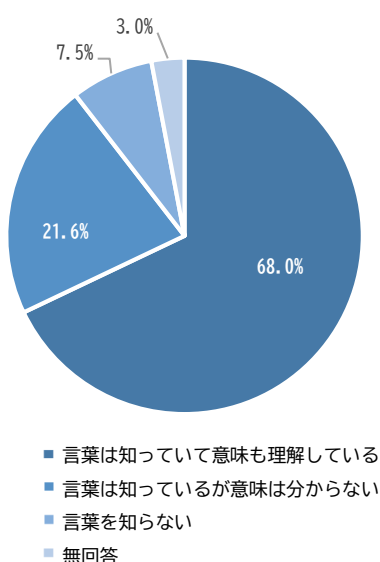
すべての人の人権が尊重される社会を目指すためには、偏見や差別をなくし、性の多様性を理解することが重要です。

性的マイノリティ*の人々は、周囲からの偏見や理解不足により学校や職場などで様々な困難な状況に置かれることがあります。

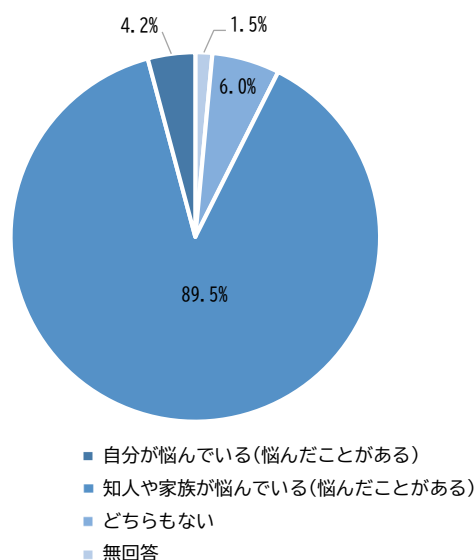
「男女共同参画市民意識調査」では、性的マイノリティの認知度は、約9割が「言葉を知っている」そのうち約7割が「意味も知っている」と回答しており、市民の認知度は高く、浸透しつつあります（※図2）。また、自分や身近な人が身体の性や心の性、性的指向に悩んでいると回答した人は、7.5%となっております（※図3）。しかしながら、当事者の人の中には、周囲の偏見や差別を恐れて、家族や友人等に伝えることができないなど、自分の周りにはいないと思われてしまうことがあり、実際にはこれより多くの人が悩んでいることが考えられます。

今後、お互いの人権が尊重され、社会全体が多様性を認めあう環境づくりに資するよう、理解を広めるための意識啓発や相談体制の充実を図り、多様な性的指向・性自認（SOGI）*を尊重し、自分らしく生きていけるよう、偏見や差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

※図2
性的マイノリティの認知度について
（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



※図3
自分の身体の性や心の性、性的指向（恋愛対象や性的関係）に悩んだり、あるいは身近で悩んでいる人がいたかについて
（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
性的マイノリティの言葉と意味を知っている市民の割合	68.0%	75.0%	男女共同参画市民意識調査

施策（１）性の多様性への理解促進

一人ひとりが活躍でき、生活しやすい社会にするために、性的マイノリティをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について尊重し、理解を深めるための啓発活動や講演会等を開催します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	性の多様性に関する理解促進	性的マイノリティに関する正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための啓発を行います。	市民協働課
②	人権講演会・街頭人権啓発の開催活動【再掲】	講演会や街頭啓発を行い、様々な人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を育みます。	庶務課 市民協働課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
③	人権・同和教育指導者養成講座の開催【再掲】	人権問題を正しく理解し、地域における人権教育の指導者の養成を図ります。	生涯学習スポーツ課
④	人権の花運動の実施【再掲】	市内小学生を対象に、人権擁護委員と花苗植え等を通じて、命の大切さや思いやりの心を育みます。	市民協働課
⑤	男女共同参画講演会等の開催【再掲】	男女共同参画の多様化した課題に応じた講演会を実施します。	市民協働課 コミュニティ・センター
⑥	男女共同参画職員研修の実施【再掲】	市職員に適切な知識と情報等を付与し、男女共同参画施策を市全体で推進します。	人事課 市民協働課

施策（２）性的マイノリティの人への支援

生活上の様々な場面において、性的マイノリティの人々が、性的指向・性自認（SOGI）を理由とした困難や生き辛さを抱えることがないように、偏見や差別の解消に向けた取り組みを推進し、安心して生活ができるよう環境の整備を行います。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	人権相談の実施	様々な人権問題や人権侵害について人権擁護委員が相談に応じます。	市民協働課
②	市民相談の実施	弁護士による法律相談など、様々な相談に無料で応じて、生活の中で生じる悩みごとを解消します。	市民協働課
③	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度*に関する取り組み	市民や関係機関に制度を周知し、性的マイノリティの人への支援を行います。	市民協働課
④	申請書類等における性別記入欄の配慮	性別情報が必要な場合を除き、性別記入欄の配慮をします。	関係各課

目標Ⅱ 男女が活躍できる社会づくり

基本方針3 意思決定過程への女性の参画推進

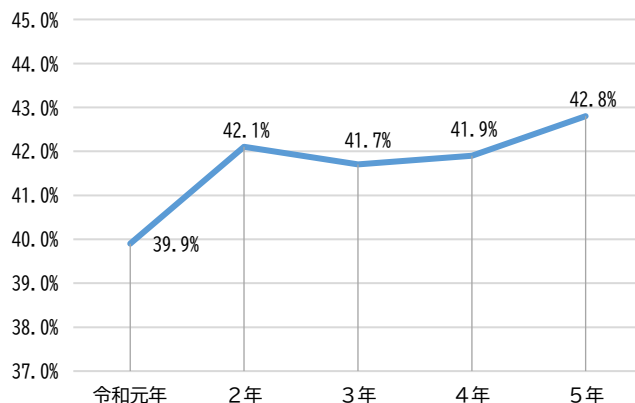
【蕨市女性活躍推進計画】

すべての人が、社会の中で対等な立場で個性や能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において性別による不平等がなく、様々な人の意見や考え方が反映されることが重要です。しかしながら、政治、経済、行政、地域等においては、政策や方針決定の場において、男性が多数を占めているのが現状です。

令和5（2023）年度の埼玉県における男女共同参画に関する年次報告では、本市の女性市職員の管理職への割合においても、課長級以上の女性の割合は10.7%であり、埼玉県内の市町村平均の16.2%よりも低い割合となっています。一方、市民の意見を行政に的確に反映する環境を進め、市の審議会等における女性委員の割合は、ここ数年、埼玉県内でも上位を維持し、令和5（2023）年4月現在では42.8%となっています（※図4）。

男女が平等にあらゆる機会に参画していけるよう、女性活躍推進法や第2次蕨市特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性登用の促進を図ります。また、市内事業所には、登用促進をあらゆる機会を通じて協力要請し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の普及啓発に努め、希望に応じた働き方の実現を図るとともに、地域活動においても、性別による役割の固定化の解消に理解を求めるなど、誰もが平等に参画し活躍できる地域社会づくりに取り組みます。

※図4
審議会等における女性委員の登用状況（市民協働課調べ）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
市の審議会等における女性委員の登用割合	42.8%	45.0%	庁内調査
各種団体の代表者に占める女性の割合	29.4%	32.0%	庁内調査

施策（１）政策・方針決定過程への女性の参画推進

政策や方針決定の場における女性の参画を推進し、男女が平等に参画できるよう、市が率先して審議会や委員会等において女性の参画拡大に取り組みます。また、市内事業所においても情報提供等でポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発に努めます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	審議会・委員会等における女性委員登用の促進	蕨市審議会等への女性の登用促進要綱に基づき、女性の参画拡大に取り組み、参画状況を継続的に調査し、結果を公表します。	政策課 市民協働課
②	公募枠・推薦枠での女性登用促進	ポジティブ・アクションについて普及啓発をし、公募枠や推薦枠での女性登用について推薦団体へ促します。	関係各課
③	管理職等への女性登用の促進	人事異動方針において「女性職員の積極的な登用」を掲げ、女性登用を図ります。	人事課
④	地域の各種団体における女性登用の啓発	固定的性別役割分担意識の解消を啓発し、男女が均等に役割を担う地域づくりを推進します。	市民協働課
⑤	市内事業所等へのポジティブ・アクションの周知	社会的・構造的な差別によって不利益を被ることが無いよう周知し、機会均等の実現を図ります。	商工観光課

施策（２）地域活動への男女の参画拡大

自治会等地域活動に多様な視点や意見が反映できるよう、性別に偏ることなく地域活動への参画を促し、より良い地域社会づくりを促進します。また、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に努め、女性の意見や考えが反映できるなど、男女共同参画の視点に立った環境づくりに取り組みます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	地域活動等への参加促進	共助に関わる啓発を行い、地域活動等への参加を促すとともに、性別による役割が固定化されることなく地域活動が展開できるよう、各種団体に意識啓発を図ります。	安全安心課 市民協働課 コミュニティ・センター
②	市民活動団体への活動支援	市民活動に関わる情報提供や相談に応じるなど、市民の各種活動への参加を支援します。	市民協働課
③	市民活動団体への男女平等参画の意識啓発	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、市民活動情報紙等で意識啓発を図ります。	市民協働課

施策（３）能力を発揮できる人材育成

あらゆる分野への女性の参画拡大を図り、男女の視点を反映した社会づくりを進めるために、個性を活かし能力を発揮できるよう、セミナーや研修等の開催及び各種情報を提供し、エンパワーメントを高める人材育成とキャリア形成を推進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	女性指導者研修の実施	女性指導者研修等を開催し、あらゆる分野への女性の参画を促進します。	生涯学習スポーツ課
②	男女共同参画セミナー の開催 【再掲】	あらゆる分野への女性の参画・活躍を促進するためのセミナーを開催します。	市民協働課
③	男女共同参画職員研修 の実施 【再掲】	市職員に適切な知識と情報等を付与し、男女共同参画施策を市全体で推進します。	人事課 市民協働課
④	性別に捉われない 男女の職域の拡大	多様な職務を経験しながら、職員一人ひとりの適性に合った能力開発を図るとともに、性別に捉われない配置を行います。	人事課
⑤	埼玉県と連携した 女性の就労支援	県の多様な働き方推進課や女性キャリアセンターと連携し、労働環境の改善や女性の就職、キャリアアップ支援を行います。	商工観光課
⑥	市民団体等との連携及び 男女共同参画人材リスト の充実	男女共同参画に関わる市民団体と連携し、各方面で担い手となる人材を把握し、活用します。	市民協働課

基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの推進

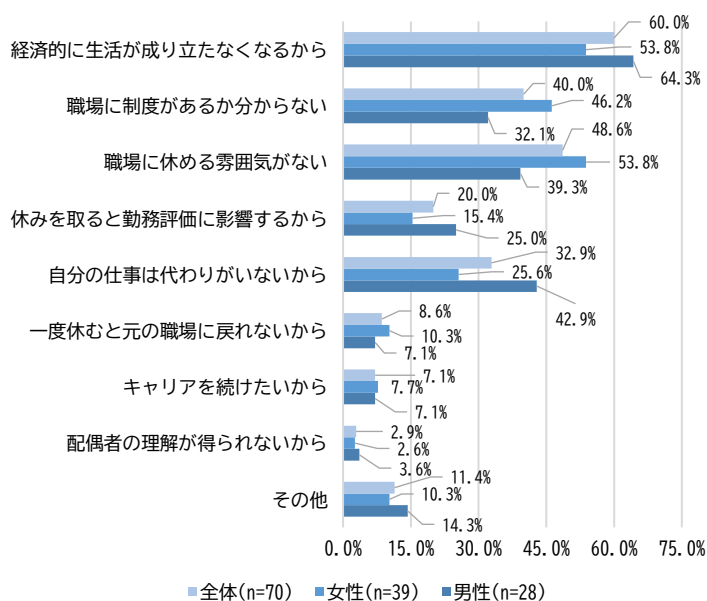
【蕨市女性活躍推進計画】

男女共同参画社会を実現するには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、多様な生き方が選択できる環境づくりが重要です。また、性別にかかわらず、社会生活の中で能力を発揮し、活躍できるようにするためには、家庭生活の負担軽減も欠かすことができません。

「男女共同参画市民意識調査」では、現在仕事に就いている人において、「育児や介護に休業制度を利用することができない」と回答している人が34.7%であり、その主な理由としては、「経済的に生活が成り立たなくなるから」と「職場に休める雰囲気がない」となっています（※図5）。また、育児休業取得者については、令和4年度雇用均等基本調査（厚生労働省）によると、女性は80.2%、男性は17.1%と、男性の取得率は上昇傾向にあるものの、女性に比べ低い水準となっております。

家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性が担っていることが多い実情を踏まえ、女性の家庭生活での家事・育児・介護等の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性の意識改革をはじめ、子育てや介護等への支援を拡充し、仕事と家庭、地域生活がバランスよく両立できる環境づくりを促進します。

※図5 休業制度を利用できない理由について
（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
仕事と生活のバランスが取れていると感じている人の割合	71.8%	75.0%	男女共同参画市民意識調査
育児や介護のための休業制度を利用できると考えている人の割合	60.4%	67.0%	男女共同参画市民意識調査
保育所入所待機児童数	1人	0人	庁内調査

施策（１）子育て支援の充実

男女がともに仕事や家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できるよう、関係機関と連携し、子育ての各種支援を充実させるとともに、地域住民同士のつながりを育むなど、子育てに関わる社会的支援の充実を図り、働きながらも安心して子育てができる環境づくりを推進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	定期的な保育の提供の充実	子どもを預けて安心して働くことができるよう、保育園や留守家庭児童指導室等の充実を図ります。	子ども未来課
②	一時的な保育の実施	就労や傷病等の緊急時または育児のリフレッシュを図るため、公立保育園で一時的保育事業を実施するとともに、地域子育て支援センターで一時的預かり事業を実施します。	子ども未来課
③	病児・病後児保育の実施	保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない、病気または病気の回復期のお子さんを病児保育室で一時的に預かることで、仕事と育児の両立を支援します。	子ども未来課
④	ファミリー・サポート・センター緊急サポート事業の実施	地域の助け合いの中で子育てをサポートするファミリー・サポート・センターおよび緊急サポート事業を実施します。	子ども未来課
⑤	男性の育児参加を促進する講習会の開催	地域子育て支援センターで、休日に講習会を開催し、男性の育児参加促進を図ります。	子ども未来課
⑥	乳幼児親子等の居場所づくり講座の開催	乳幼児親子等の居場所を提供し、男女が子育てしやすい環境を整えます。	子ども未来課 福祉・児童センター 児童館 公民館
⑦	妊娠期から子育て期の支援	男女が協力して子育てができるよう情報提供や講座等を開催します。	保健センター
⑧	出産・子育て応援事業の実施	産前産後の出産や子育てに関する悩み等への相談支援を行います。	保健センター

施策（２）介護支援の充実

家族や親族の介護の負担や不安の軽減を図り、男女がともに、安心して働き続けながらその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するとともに、社会参画を促進することができるよう、介護者に対する支援の充実を図ります。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	介護サービスや 高齢者福祉サービスの啓発	訪問介護やデイサービス、ショートステイ等の介護サービスの利用を促進し、仕事と介護の両立を図ります。	健康長寿課
②	介護に関する相談事業の充実	介護に関する相談を行い、介護者の負担軽減や社会参画を促します。	健康長寿課
③	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促します。	福祉総務課
④	ヤングケアラー*への支援	支援の必要な家庭に対し、家事支援等の側面のサポートを強化し、子どもが健全に成長できる環境を充実します。	子ども未来課

施策（３）働きやすい職場環境の整備

仕事と家庭生活の両立に向けた、働きやすい職場環境を推進するため、市内事業者にも男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等の周知を図り、労働条件や職場環境等の改善を事業所に働きかけるとともに、セミナー等を通じて職業能力開発や向上に向けた取り組みへの支援を行い、多様で柔軟な働き方の普及を促進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	男女共同参画を推進する事業所の拡大	国や県等の表彰制度や助成金制度等の周知し、男女共同参画推進事業所の拡大を図ります。	商工観光課
②	市職員に対する育児・介護休業制度の周知・啓発	育児・介護休業制度を男性職員も取得しやすくするために、制度等の周知や研修を行い、環境の整備を図ります。	人事課
③	市内事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、商工会議所等と連携し、市内事業所に啓発を行います。	商工観光課
④	労働関係法に関するパンフレットの配布	男女雇用機会均等法等、各種労働関係法や制度の周知を図り、各法律に基づく取り組みの必要性について啓発を行います。	商工観光課
⑤	男女共同参画セミナーの開催【再掲】	あらゆる分野への女性の参画・活躍を促進するためのセミナーを開催します。	市民協働課
⑥	埼玉県と連携した女性の就労支援【再掲】	県の多様な働き方推進課や女性キャリアセンターと連携し、労働環境の改善や女性の就職、キャリアアップ支援を行います。	商工観光課
⑦	男女共同参画職員研修の実施【再掲】	市職員に適切な知識と情報等を付与し、男女共同参画施策を市全体で推進します。	人事課 市民協働課
⑧	労働相談の実施	待遇や労働条件、職場の人間関係やハラスメントなどに関する相談を実施します。	市民協働課

目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

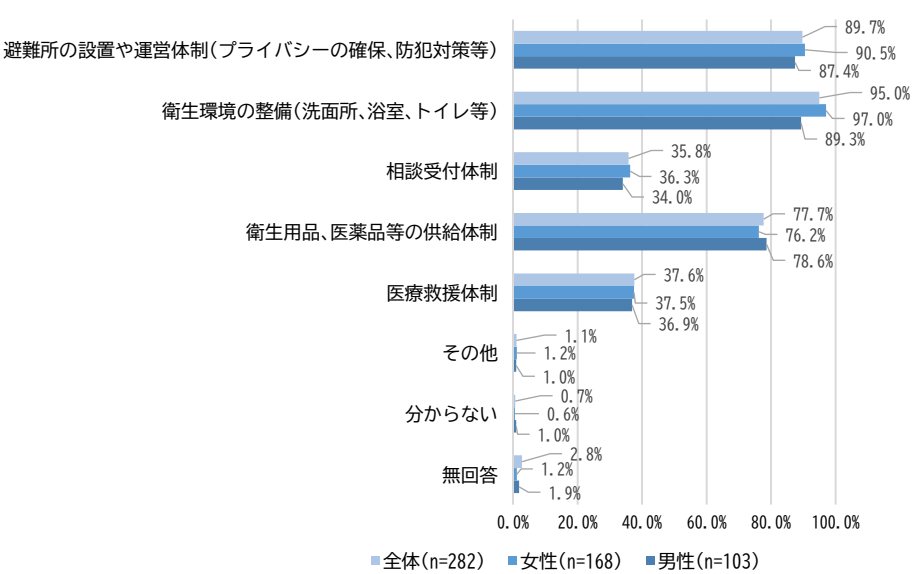
基本方針5 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすためには、経済的・社会的に弱い立場に置かれた人々への支援や対策が必要です。日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより貧困や性差に起因して様々な困難な問題を抱える人に対しては、包括的な支援が必要です。

また、非常時においては、過去の災害時における避難所運営などの事例から、女性の視点に立った対策が求められています。「男女共同参画市民意識調査」では、特に防災対策について、浴室やトイレ等の「衛生環境の整備」やプライバシーの確保等「避難所の設置や運営体制」に性別配慮が必要と考える人の割合が非常に高くなっています（※図6）。

困難な問題を抱える女性が、自立して暮らせるように、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題や心身の状況等に応じた支援の充実を図ります。さらに、災害時の困難を最小限にするために、地域活動や防災分野への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画や女性の視点を取り入れ、災害対応力の強化を図ります。

※図6 防災対策で性別に配慮して取り組む必要のあるもの（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
ひとり親家庭自立支援給付金支給件数	6件 (令和4年度)	7件	庁内調査
蕨市防災会議の女性委員割合	21.2%	25.0%	庁内調査

施策（１）困難な問題を抱える人への支援

女性をめぐる課題は、日常生活や社会生活において、社会的に様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、個々人の意思が尊重されながら、福祉の増進や自立を図るため、各種相談に応じるとともに、関係機関や民間団体との連携の強化を図ります。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	「女性の心と生き方相談」の実施	夫婦や子どものこと、対人関係等、女性の様々な悩みごとに対して、専門の女性カウンセラーが一人ひとりの事情に配慮した相談に応じます。	市民協働課
②	専門相談の実施	弁護士による法律相談やフェミニストカウンセラーの「女性の心と生き方相談」などの専門相談を実施し、相談者に応じた支援に取り組みます。	市民協働課
③	ひとり親家庭等医療費支給制度	生活の安定と自立の支援のために、医療費の一部を支給します。	子ども未来課
④	ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成	民間の賃貸住宅に入居しているひとり親家庭の皆さんの生活の安定のため、家賃の一部を助成します。	子ども未来課
⑤	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就業に必要な資格や技能を取得するための費用を助成します。	子ども未来課
⑥	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」の情報提供	24 時間対応の相談機関を周知し、性犯罪や性暴力被害者支援を図ります。	市民協働課

施策（２）男女共同参画に配慮した防災対策の推進

大規模災害の発生時等、女性や子どもなど、弱い立場に置かれることが多い人達がより多くの影響を受けることがないように、すべての人の人権尊重の視点が必要です。また、女性の参画促進や男女共同参画の視点による防災会議や自主防災組織などに取り入れ、多様なニーズを反映した防災対策を推進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	自主防災組織における男女共同参画の推進の啓発	地域の防災組織に女性の参画を促し、地域防災力の向上を図ります。	安全安心課
②	消防団等防災分野への女性の参画	女性消防団員の加入を促進し、防災分野へ多様な意見が反映されるよう図ります。	市民協働課 消防本部
③	防災会議への女性登用の促進	女性視点の意見が反映できるよう、防災会議への女性の参画促進を図ります。	安全安心課 市民協働課
④	女性等へ配慮した避難所運営	女性や子育て家庭、介護者や障害者のいる家庭等に配慮した避難所運営体制の整備を図ります。	安全安心課
⑤	避難所運営マニュアルの公開	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を進め、避難所運営マニュアルを公開します。	安全安心課

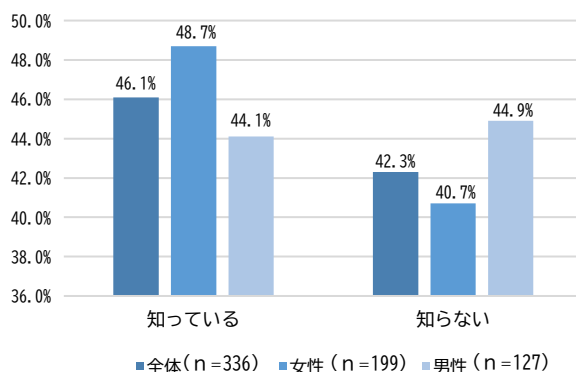
基本方針6 暴力の根絶と被害者支援

DVやセクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*、性暴力等あらゆる暴力は、性別や年齢にかかわらず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。暴力の根絶に向けて、加害者にも被害者にもならないための教育や意識啓発が必要です。

本市では、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援を積極的に取り組むために、平成24（2012）年に、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位計画として「蕨市DV防止基本計画」を、令和3（2021）年には「蕨市DV防止基本計画（第3次）」を策定し、DV防止の啓発を進めていくとともに関係機関と連携を図りながら、被害者の支援に関する施策を着実に推進しています。

さらに、様々なハラスメントは、固定的性別役割分担意識やパワーバランス等により、職場や家庭、地域、教育の場等、あらゆる場面において起きる可能性があります。ハラスメントは人権侵害であり、人命に関わる重大な問題であるため、予防・防止に向けて正しい理解と意識啓発、相談窓口の周知を図るとともに、相談支援体制の整備を推進していきます。また、蕨市犯罪被害者条例を定め、犯罪の被害に遭われた人やその家族の人への支援を行います。

※図7 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度
（蕨市「DV防止基本計画（第3次）」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値	関連調査
デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回 (令和4年度)	4回	庁内調査
市役所にDVの相談窓口があることを知っている市民の割合（※図7）	46.1% (令和2年度)	50.0%	配偶者からの暴力に関する調査

施策（１）女性に対する暴力やハラスメントの根絶に向けた対応

暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないために、事業者へ意識啓発を行うとともに、相談者が相談しやすい相談体制の充実や被害者救済のために、関係機関との連携を通じて、適切な支援を進めます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	暴力の根絶に向けた意識啓発	人権啓発活動等を通して、暴力・人権侵害の発生を防止する啓発を行います。	市民協働課 関係各課
②	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	女性に対する暴力の問題に関する取り組みを目的として、パンフレットやハンドブック等での啓発を行います。	市民協働課 コミュニティ・センター
③	ハラスメント防止に関する啓発活動	市内事業者にはパンフレットを配布する等して、ハラスメント防止の意識啓発を図ります。	商工観光課
④	市職員に向けたハラスメントに関する対策・防止	市職員に対しハラスメントの防止等の研修やハラスメントに関する相談を実施します。	人事課
⑤	専門相談の実施 【再掲】	弁護士による法律相談やフェミニストカウンセラーの「女性の心と生き方相談」などの専門相談を実施し、相談者に応じた支援に取り組めます。	市民協働課
⑥	労働相談の実施 【再掲】	待遇や労働条件、職場の人間関係やハラスメントなどに関する相談を実施します。	市民協働課
⑦	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」の情報提供 【再掲】	24時間対応の相談機関を周知し、性犯罪や性暴力被害者支援を図ります。	市民協働課
⑧	住民基本台帳事務における支援措置	DVやストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための被害者支援措置を行います。	市民課
⑨	犯罪被害者等への支援	犯罪の被害に遭われた人やその家族に対して、相談及び居住、経済的支援を行います。	安全安心課 市民協働課 福祉総務課
⑩	関係機関との連携協力	警察等の関係機関や他市町村等との連携やDV対策庁内連絡会、要保護児童対策地域協議会との強化を図り、被害者の適切な支援に繋がります。	市民協働課 関係各課

施策（２）配偶者等からの暴力の防止と啓発

【別冊：蕨市DV防止基本計画（第3次）】

「蕨市DV防止基本計画」に基づく取り組みを重点的に進め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないことを周知・啓発していきます。また、若年間で起こるデートDV*についても、未然に防ぐための啓発や教育の充実を図るとともに、教職員等の理解を促進していきます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	広告媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発	市のホームページやDV防止啓発資料等での継続的な啓発をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」や広報蕨などを活用した啓発を進めます。	市民協働課 秘書広報課
②	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 【再掲】	女性に対する暴力の問題に関する取り組みを目的として、パンフレットやハンドブック等での啓発を行います。	市民協働課 コミュニティ・センター
③	DV防止の学習機会の充実	学校教育や家庭教育等において、DV未然防止を図るとともに、DV関連図書及び資料展示など様々な媒体を活用して意識啓発を推進します。	市民協働課 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館
④	人権教育の実施 【再掲】	学校の教育活動を通じて、人権尊重や性に関わる意識の向上を図ります。	学校教育課
⑤	デートDV防止の意識啓発	若年層に対して、交際相手等からの暴力の未然防止について意識啓発を促進するとともに、保護者や地域の人に対する啓発や学習機会の提供を行います。	市民協働課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館
⑥	教職員等への研修の充実	子どもや保護者と接する教職員等が、DVに関する認識を深めるために、研修の充実を図ります。	市民協働課 子ども未来課 保育園 学校教育課

施策（３）配偶者等暴力被害者への支援の充実と関係機関との連携

【別冊：蕨市DV防止基本計画（第3次）】

配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員や弁護士等の専門家による相談をはじめ、国や県の制度を活用し、被害者の状況に応じた相談体制の充実を図ります。また、被害の潜在化防止や早期発見につながるよう、相談しやすい環境を整えるとともに、切れ目のない支援を行うため、警察や他市町村、庁内の関係部署、各種民間支援団体等との連携を図り支援の充実に取り組みます。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害を潜在化させることなく、被害者の相談や保護、自立など、適切な支援につなげます。	市民協働課
②	相談体制の強化及び充実	研修等を通じて相談を担当する女性相談支援員や市職員の資質の向上を図り、被害者に寄り添った支援の充実に取り組みます。	市民協働課 関係部署
③	専門相談の実施 【再掲】	弁護士による法律相談やフェミニストカウンセラーの「女性の心と生き方相談」などの専門相談を実施し、相談者に応じた支援に取り組みます。	市民協働課
④	DV相談プラスの利用促進	電話やメール、チャットにて、最大24時間対応できる相談窓口を周知し、各被害者の状態に応じた支援の充実を図ります。	市民協働課
⑤	住民基本台帳事務における支援措置 【再掲】	DVやストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための被害者支援措置を行います。	市民課
⑥	関係機関との連携協力 【再掲】	警察等の関係機関や他市町村等との連携やDV対策庁内連絡会、要保護児童対策地域協議会との強化を図り、被害者の適切な支援に繋がります。	市民協働課 関係各課

蕨市配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次） 抜 粋

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。そこで当市では、「蕨市DV防止基本計画」に基づき、DV防止とDV被害者への支援への取り組みを進めています。

・計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」の「市町村基本的計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく国の「基本方針」に即し、かつ同法に基づく「埼玉県DV防止基本計画」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」の下位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

・基本的な考え方

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）」及び「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、この計画では、上記に該当しない「デートDV」についても対象とします。暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含みます。なお、蕨市は以下の視点で施策を推進します。

- (1) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- (3) 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- (4) 女性であることに加え、障害者や高齢者、外国人であること、また貧困であること等により複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- (5) DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待でもあるという認識を持つこと
- (6) 被害数は少ないものの、男性の被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- (7) DVの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- (8) 庁内及び関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

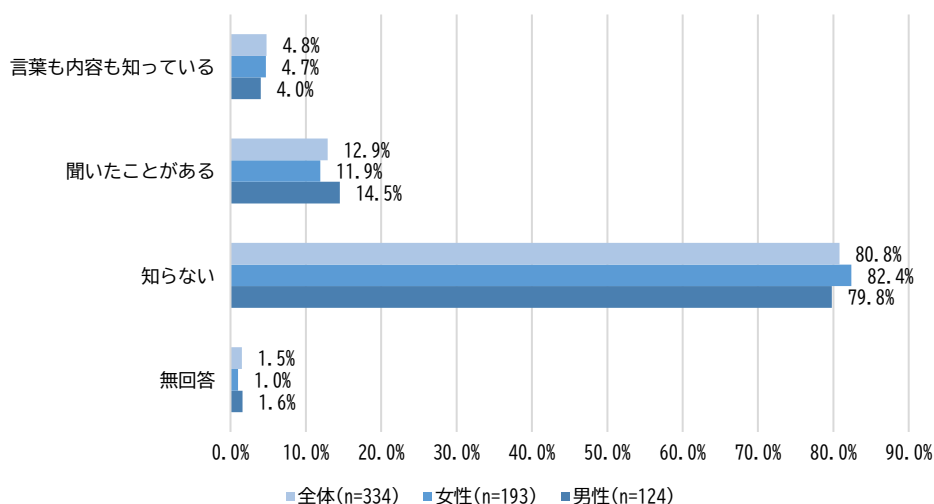
基本方針７ 生涯を通じた心と身体健康支援

生涯にわたり健康に暮らすためには、すべての人が身体的な性に関する特徴を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが重要なことです。特に、女性は、妊娠、出産といったライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*に関する正しい知識や情報を得ることが求められています。

「男女共同参画市民意識調査」では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の言葉の認知度について、約８割が「知らない」という結果となり、すべての人に保障されるべき健康概念への啓発及び理解促進が必要な状況であることがわかりました（※図８）。

すべての人が心と身体健康に関心を持ち、正しい理解を得られるような取り組みや情報提供を行います。また、男性についても、ストレスなどの心の健康や生活習慣病などの健康課題もあります。そこで、性差やライフステージに応じ、健康診査やがん検診、歯周疾患健診等の生涯を通じた健康の支援の充実を図るとともに、身体的・精神的な悩みに応える相談体制の充実を図ります。

※図８ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の認知度
（「蕨市男女共同参画市民意識調査」より）



◎取り組み項目の指標

指 標	現状値 (令和５年度)	目標値	関連調査
「女性の心と生き方相談」の利用者数 (月平均)	6.2人 (令和４年度)	9人	庁内調査
健康長寿蕨市モデル事業 (コバトン ALK00 マイレージ) 参加者数	令和６年度 より開始	2,000人 (令和１０年度)	わらび健康アップ 計画

施策（１）性と生殖に関する健康と権利の尊重

互いの性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的な健康を維持することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を促進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に関する啓発	講座の開催や男女共同参画啓発紙「パートナー」への掲載等で、意識啓発を図りながら理解を深めます。	市民協働課
②	性に関する指導の実施【再掲】	学校指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施します。	学校教育課
③	人権教育の実施【再掲】	学校の教育活動を通じて、人権尊重や性に関わる意識の向上を図ります。	学校教育課

施策（２）生涯を通じた健康づくりの支援

身体や性について正しい認識を持ち、妊娠・出産に限定されず、生涯にわたって健康を享受できるよう、健康診査や相談等の充実を図り、生活様式に応じた健康への包括的な支援を行います。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	妊婦健康診査、産婦健康診査事業の実施	妊娠期から子育て期に健診・訪問を通し支援を行います。	保健センター
②	各種検診等の実施	成人・高齢期の人を対象としたがん検診等各種検診を行います。	保健センター
③	健康長寿蕨市モデル事業（コバトン ALK00 マイレージ）の実施	「スマートウエルネスシティ」の実現に向け、健康づくりのための運動を促進します。	保健センター

施策（３）心と身体に関わる相談体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、個人の個性と能力の発揮が妨げられないよう、生涯にわたる心と身体健康維持に取り組み、各種相談体制の充実を図るとともに、ライフステージに応じた心身の健康保持の取り組みを促進します。

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
①	中学校におけるさわやか相談、教育相談の充実	思春期の身体の変化に伴う様々な悩みなどに対応するため、小・中学校の全職員による教育相談体制を充実します。	学校教育課
②	こころの健康のための情報提供・相談体制の充実	国・県、関連団体等や市の相談支援窓口を周知するとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	保健センター
③	人権相談の実施 【再掲】	様々な人権問題や人権侵害について人権擁護委員が相談に応じます。	市民協働課
④	「女性の心と生き方相談」の実施 【再掲】	夫婦や子どものこと、対人関係等、女性の様々な悩みごとに対して、専門の女性カウンセラーが一人ひとりの事情に配慮した相談に応じます。	市民協働課

目標Ⅳ 推進体制の充実

施策（１）計画実行に向けた適切な進行管理の実施

①男女共同参画推進委員会の開催

男女共同参画に関わる基本的、総合的な施策についての調査や審議を行い、推進状況について市長に意見を述べる男女共同参画推進委員会を開催します。

②年次事業計画と年次報告の公表

市ホームページにおいて年次事業計画および年次報告の公表を行います。

③庁内の推進体制の充実

施策を全庁的に効果的に推進するために、男女平等行政推進会議（部会）を行います。あわせて、DVの防止と被害者への適切な支援を行うためのDV対策庁内連絡会を開催します。

④モデル事業所としての市役所の実現

市役所が職員に向けて男女の職域の拡大や育児休業等の取得促進、ハラスメント防止等の取り組みを行うことで、男女共同参画のモデル事業所を目指します。

施策（２）市民・事業者との協働による男女共同参画の推進

①地域における男女共同参画の推進

各地区のコミュニティ委員会を中心に、地域における男女共同参画事業の推進を図ります。

②男女共同参画推進員による男女共同参画の推進

地域において男女共同参画を積極的に推進するため推進員を置き、市とともに男女共同参画に関する事業を推進します。

③男女平等推進市民会議への活動支援

蕨市での男女共同参画推進の中心となっている市民団体「蕨市男女平等推進市民会議」の活動を支援します。

④市と市民活動団体の協働による男女共同参画の推進

「市民参画と協働を推進する条例」（愛称：みんなで創るわらび推進条例）に基づき、町会や特定非営利活動法人などの市民活動団体の皆さんとの協働で男女共同参画事業を実施します。

施策（３）国際的視野に立った男女共同参画の推進

①国際的視野に立った男女共同参画の推進

男女共同参画行政が国際的協調のもとに進められてきた経緯を尊重し、関連の深い条約や国際基準等の動向を把握しながら、蕨市における男女共同参画について推進します。あわせて、国際的比較による日本（蕨市）の現状を男女共同参画啓発紙「パートナー」等を通じて市民への理解を進めます。

第4章 資料編

- 1 男女共同参画白書
- 2 関係法令・条例
- 3 用語の解説
(本文中に*を付した語句の解説)

1 男女共同参画白書

◎蕨市男女共同参画市民意識調査結果

1 調査目的

男女共同参画についての意識や実態を把握し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」策定の基礎資料とするために実施

2 調査の方法

- （1）調査対象：住民基本台帳に記録された18歳以上の市民1,000人
- （2）調査方法：行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収
- （3）調査期間：令和5年5月12日～6月23日

3 調査項目

- （1）意識 （2）家庭生活 （3）地域活動 （4）職場 （5）社会参加
- （6）女性の人権 （7）女性の活躍の推進 （8）防災 （9）性の多様性
- （10）男女共同参画の取組 （11）回答者の属性 （12）自由意見

4 回収結果

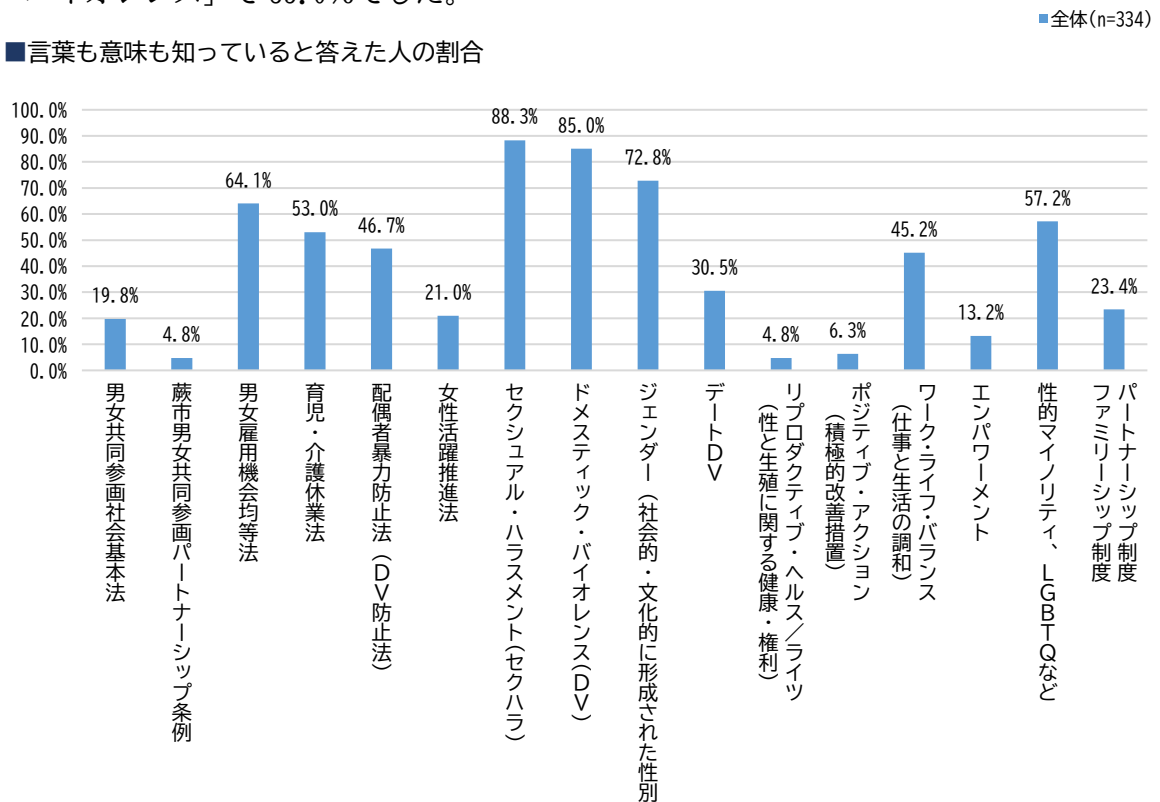
配布件数	回収件数	回収率
1,000	334	33.4%

（1）意識

①男女共同参画に関わる言葉の認知

男女共同参画に関する言葉について、「言葉も意味も知っている」という回答が最も多かったのは、「セクシュアル・ハラスメント」で88.3%、次いで「ドメスティック・バイオレンス」で85.0%でした。

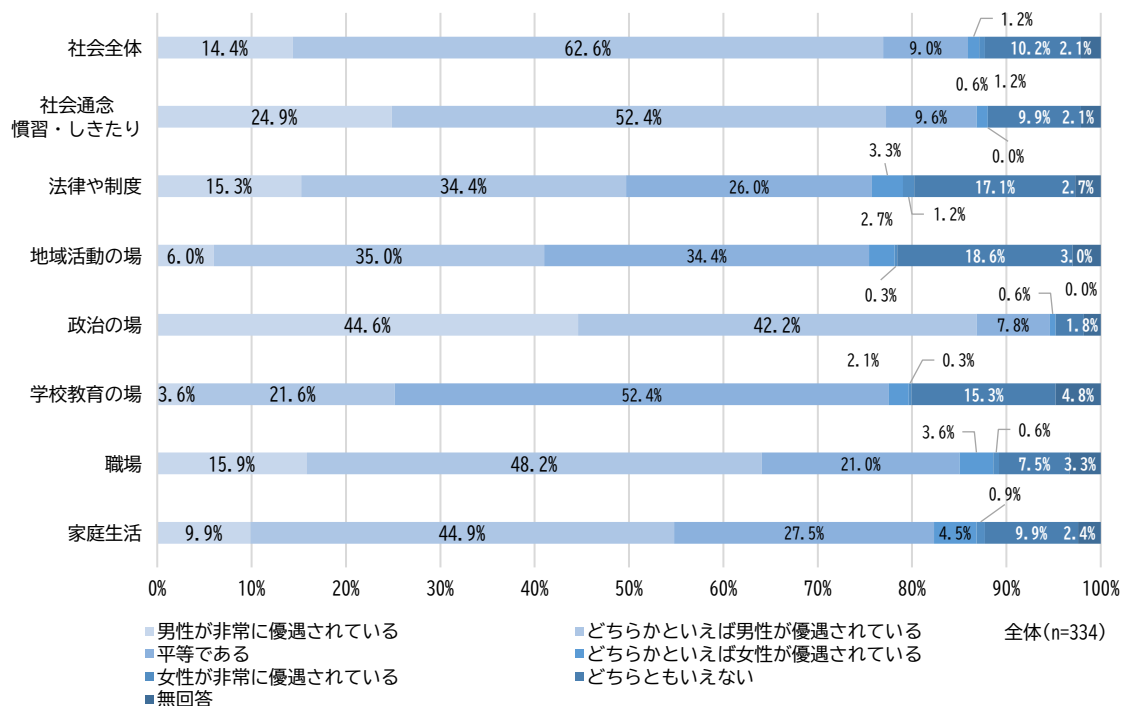
■言葉も意味も知っていると答えた人の割合



②男女の平等感

各分野で男女の平等感を聞いたところ、“平等”と答えた人の割合が最も高くなったのは「学校教育の場」でした。どの分野も男性の方が高い割合で“優遇されている”と感じられており、特に「政治の場」の分野では、“男性が非常に優遇されている”と“どちらかといえば男性が優遇されている”への回答率が合わせて 86.8%と最も高くなっています。

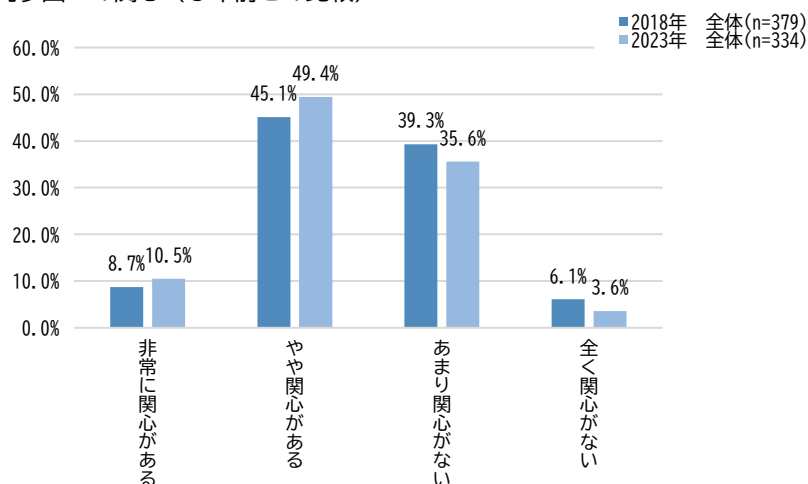
■各分野における男女の平等感



③男女共同参画の関心度

男女共同参画への関心は、“非常に関心がある”が 10.5%、“やや関心がある”が 49.4%、“あまり関心がない”が 35.6%、“全く関心がない”が 3.6%となっています。2018 年の調査と比較すると、関心がある人が微増しています。

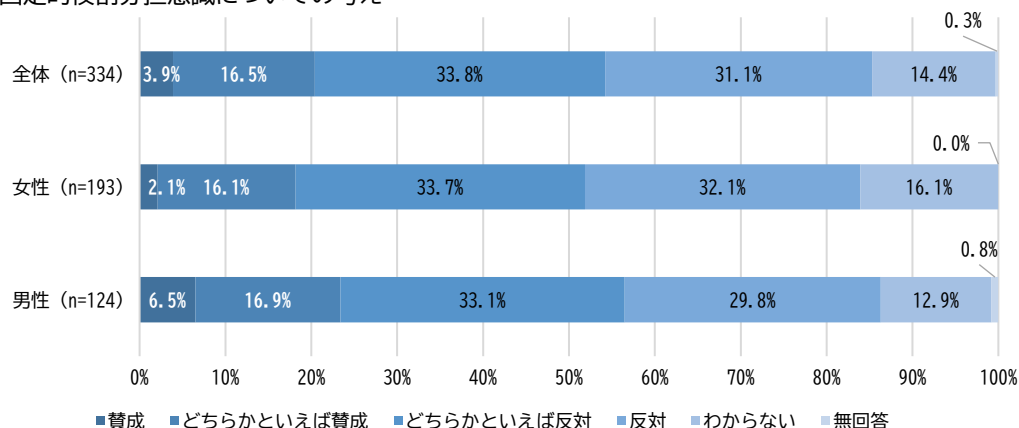
■男女共同参画への関心（5 年前との比較）



④固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識について、「賛成」と回答したのは3.9%、「どちらかといえば賛成」が16.5%、「反対」は31.1%、「どちらかといえば反対」が33.8%となりました。男女別では「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計が、男性では23.4%が、女性では18.2%が賛成となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は、女性では65.8%が、男性では62.9%が反対となりました。

■固定的役割分担意識についての考え

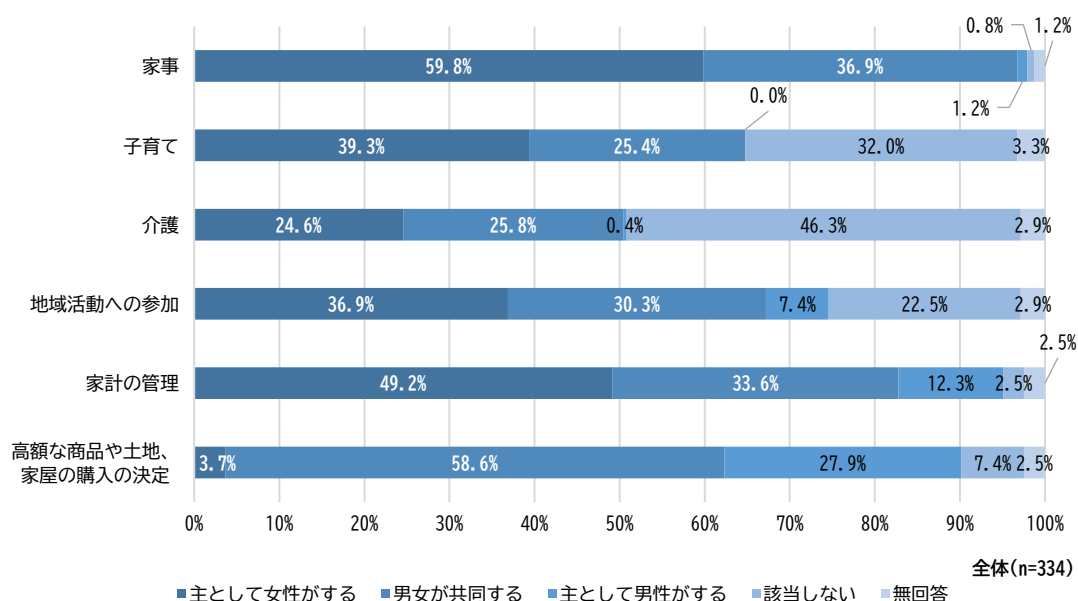


(2) 家庭生活

⑤家庭での役割分担

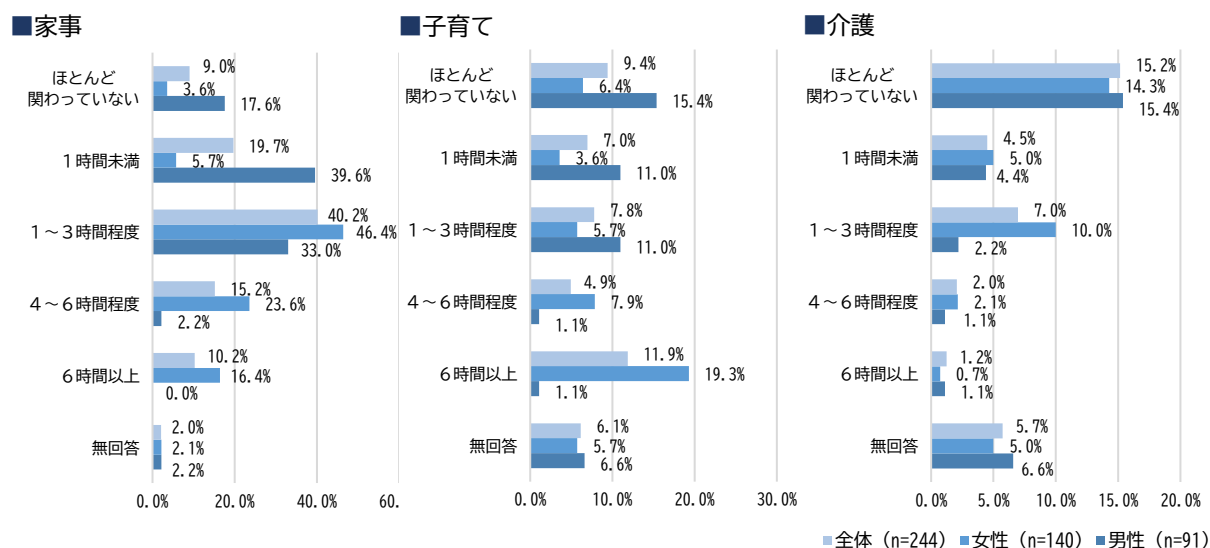
家庭での役割分担について、各選択肢で最も割合が高くなったのは、「主として女性がする」では“家事”で59.8%、「男女が共同する」では“高額な商品や土地、家屋の購入の決定”で58.6%、「主として男性がする」では“高額な商品や土地、家屋の購入の決定”で27.9%でした。

■家庭での役割分担



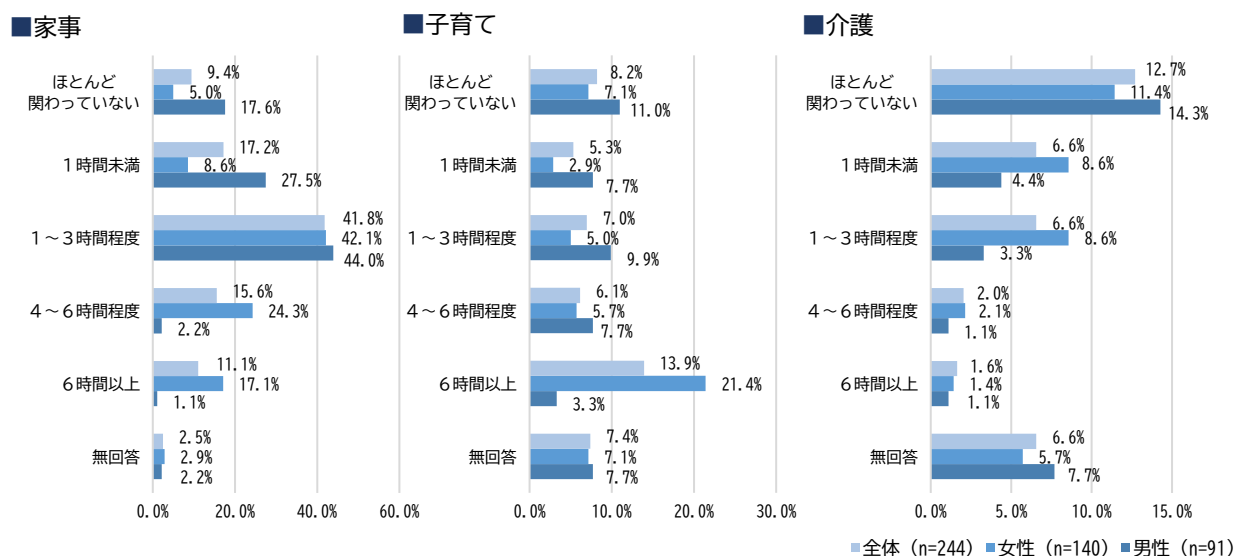
⑥家事・子育て・介護時間

○家事・子育て・介護に関わる時間（平日）



配偶者やパートナーのいる人に聞いたところ、平日の結果（※）を男女別でみると“家事”で最も多いのは 女性が「1～3時間程度」で46.4%、男性が「1時間未満」で39.6%、“子育て”で最も多いのは、女性が「6時間以上」で19.3%、男性が「ほとんど関わっていない」で15.4%、“介護”で最も多いのは、男女ともに「ほとんど関わっていない」で、女性が14.3%、男性が15.4%でした（※「該当しない」を除く）。

○家事・子育て・介護に関わる時間（休日）

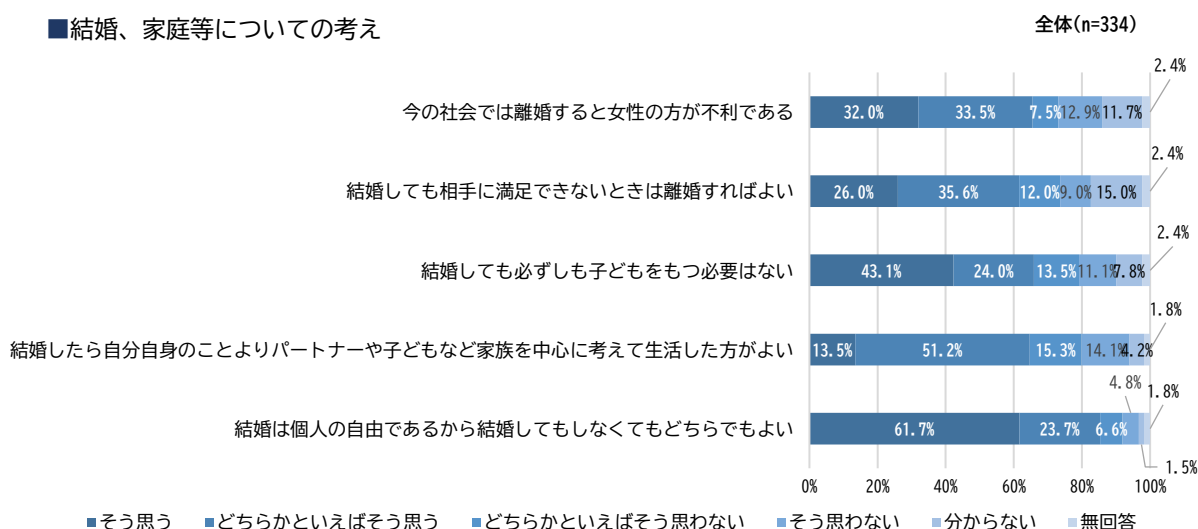


配偶者やパートナーのいる人に聞いたところ、休日の結果（※）を男女別でみると“家事”で最も多いのは男女ともに「1～3時間程度」で、女性が42.1%、男性が44.0%。“子育て”で最も多いのは、女性が「6時間以上」で21.4%、男性が「ほとんど関わっていない」で11.0%。“介護”で最も多いのは、男女ともに「ほとんど関わっていない」で、女性が11.4%、男性が14.3%でした（※「該当しない」を除く）。

⑦結婚観

どの設問においても、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した賛成の割合が半数を超える結果となりました。中でも、“結婚は個人の自由であるから結婚してもしなくてもどちらでもよい”の問いでは「そう思う」が61.7%、「どちらかといえばそう思う」が23.7%、合わせて85.4%となり、賛成の割合が最も高くなる結果となりました。

■結婚、家庭等についての考え

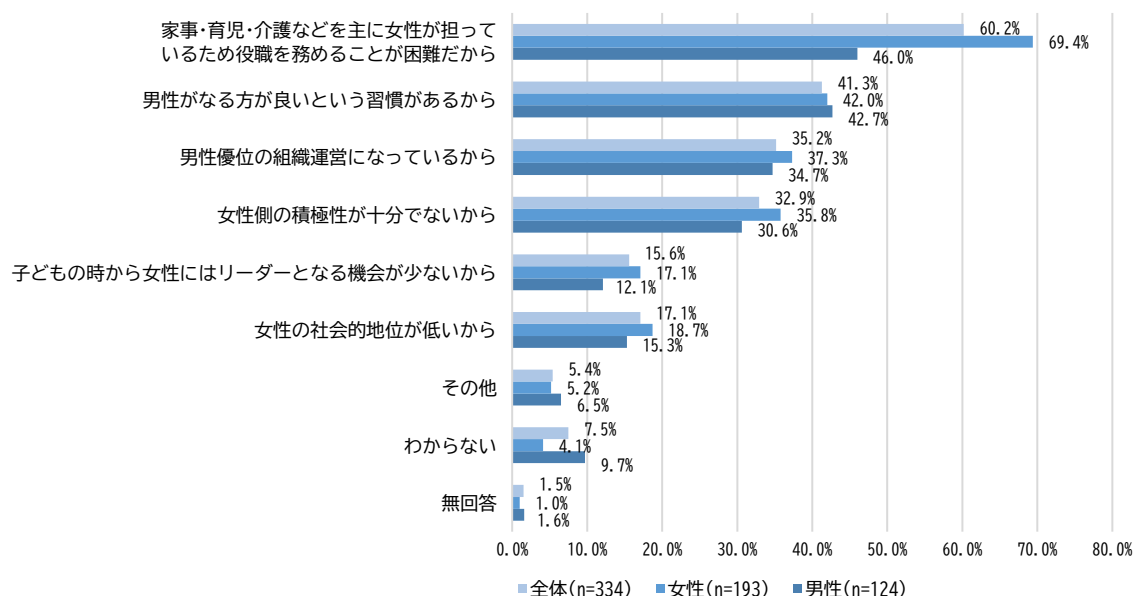


(3) 地域活動

⑧地域活動において役職に就く女性が少ない理由

地域活動において役職に就く女性が少ない理由について、最も多い回答は男女ともに「家事・育児・介護などを主に女性が担っているため役職を務めることが困難だから」でしたが、女性が69.4%、男性が46.0%と23.4ポイントの差がありました。次いで「男性になる方が良いという慣習があるから」、「男性優位の組織運営になっているから」、「女性側の積極性が十分でないから」で、男女別に見ても順位は変わりませんでした。

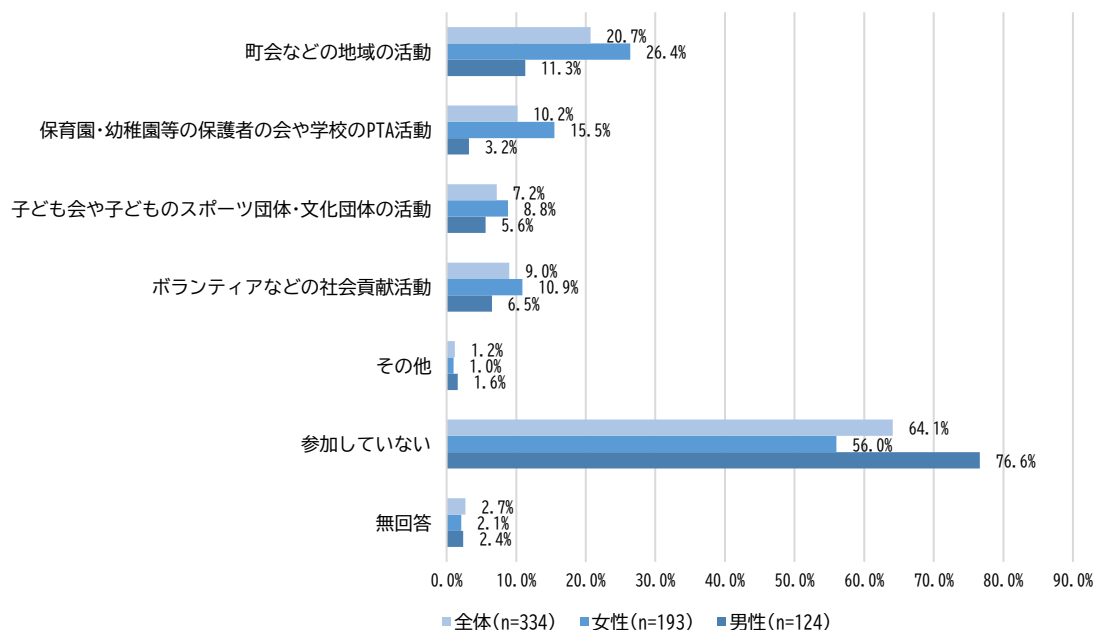
■地域活動において役職に就く女性が少ない理由



⑨地域活動への参加

地域活動については、男女ともに「参加していない」が最も多いですが、参加した活動について男女別に見ると、女性で最も多いのは「町会などの地域の活動」で26.4%、次に「保育園・幼稚園等の保護者の会や学校のPTA活動」が15.5%となりました。また、男性で最も多いのは「町会などの地域の活動」で11.3%、次に「ボランティアなどの社会貢献活動」が6.5%となりました。

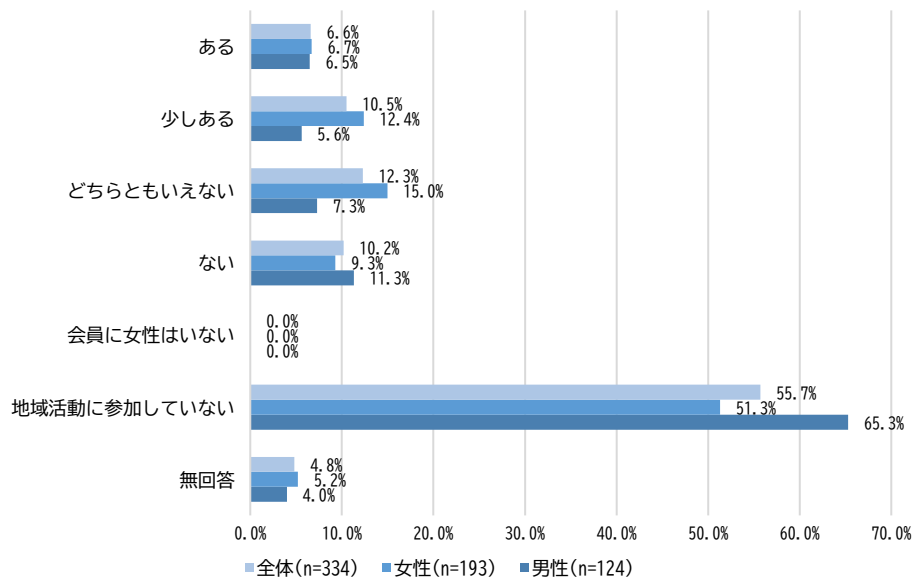
■1年間のうちに参加した地域活動



⑩地域活動における性別役割分担

「男性は中心的な仕事、女性は庶務や雑用」など、性別による仕事の分担があるか聞いたところ、「地域活動に参加していない」を除いた中で、割合が最も高くなったのは、女性が「どちらともいえない」で15.0%、男性が「ない」で11.3%となりました。

■性別による仕事分担があるか

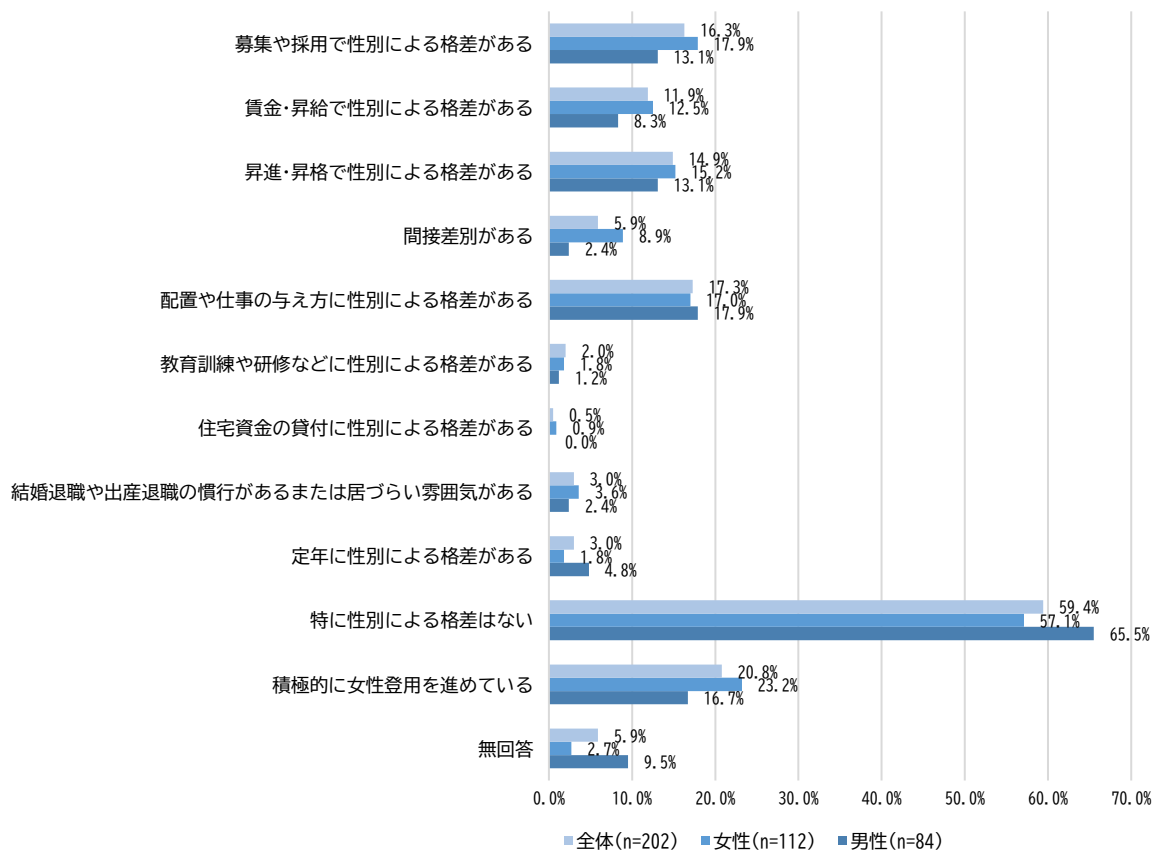


(4) 職場

⑪職場での性別格差

現在仕事をしている人に、職場での男女格差について聞いたところ、男女ともに「特に性別による格差はない」が最も多く、「積極的に女性登用を進めている」が次に多い結果となりました。

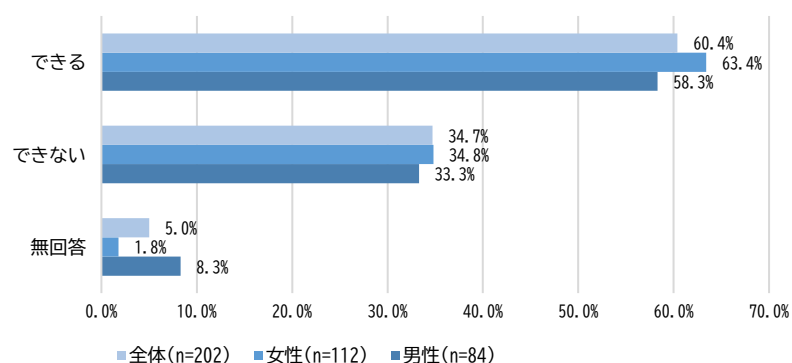
■職場において性別による格差があるか



⑫育児・介護休業制度の利用

現在仕事をしている人に、育児休業や介護休業制度が利用できるか聞いたところ、全体で60.4%が「できる」、34.7%が「できない」との回答になりました。利用が「できる」「できない」を男女別で見ると、男女ともに「できる」と答えた人が多く女性は63.4%、男性は58.3%となりましたが、男女で5.1ポイントの差が生じました。

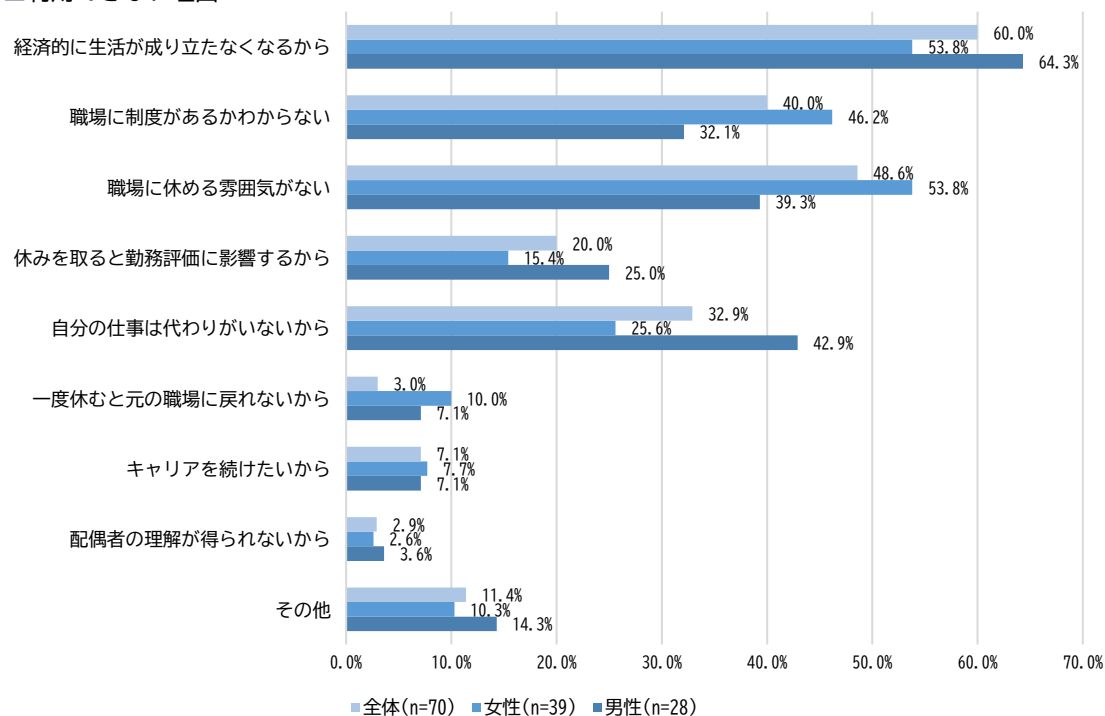
■休業制度の利用



⑬休業制度を利用できない理由

前問で利用が「できない」と回答した人にその理由を尋ねると、女性は「経済的に生活が成り立たなくなるから」と「職場に休める雰囲気がない」が最も多く 53.8%、男性は「経済的に生活が成り立たなくなるから」で 64.3%となっています。

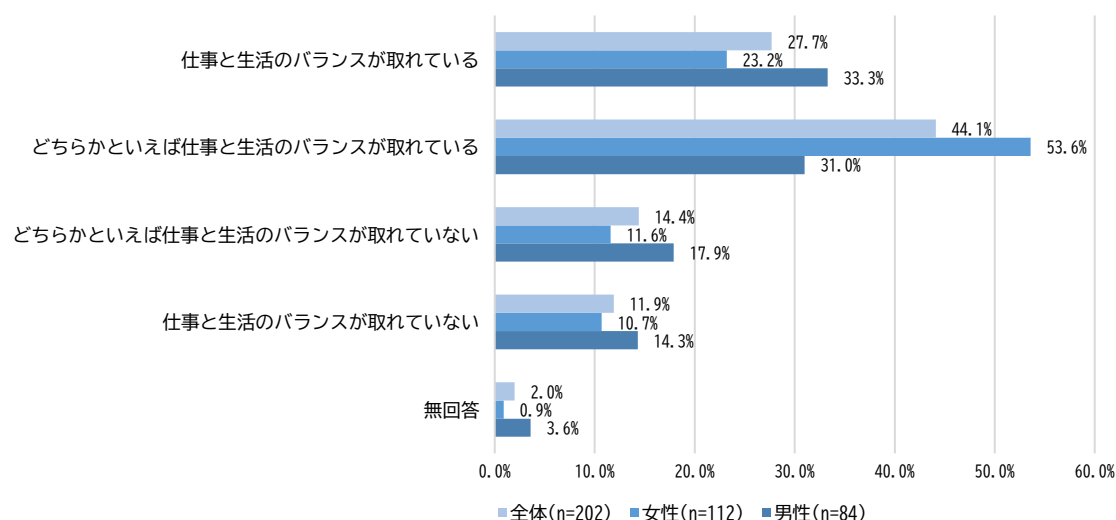
■利用できない理由



⑭ワーク・ライフ・バランスの実現

現在仕事をしている人に、ワーク・ライフ・バランスの実現について聞いたところ、全体では「どちらかといえば仕事と生活のバランスが取れている」と回答した人の割合が最も多く 44.1%となりました。女性で最も多かったのは「どちらかといえば仕事と生活のバランスが取れている」で 53.6%、男性で最も多かったのは「仕事と生活のバランスが取れている」で 33.3%となりました。

■ワーク・ライフ・バランスの実現

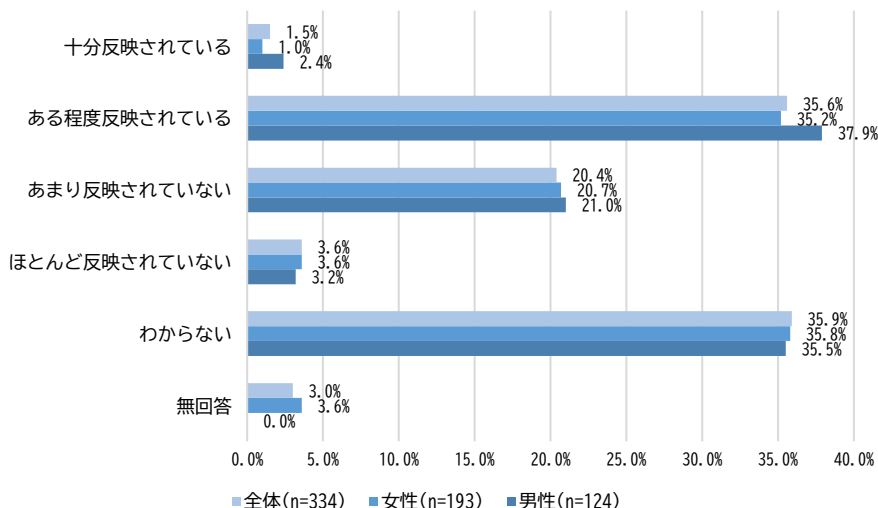


(5) 社会参加

⑮女性の意見の反映

地方自治体の施策に女性の意見などが反映されているかについて、女性で最も高い回答が「わからない」で 35.8%、僅差で「ある程度反映されている」が 35.2%でした。男性で最も高い回答は「ある程度反映されている」で 37.9%でした。

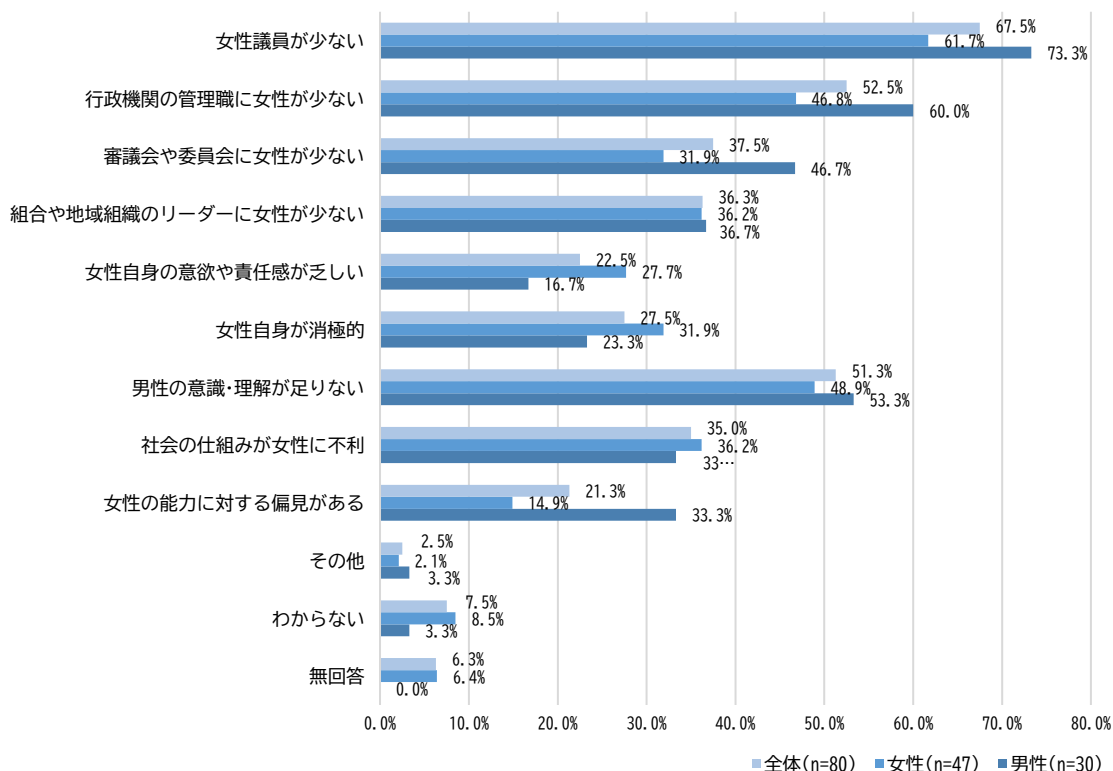
■地方自治体に女性の意見は反映されているか



⑯女性の意見が反映されていない理由

前問で「あまり反映されていない」、「ほとんど反映されていない」と答えた人にその理由を聞いたところ、最も高くなったのは男女ともに「女性議員が少ない」で女性が 61.7%、男性が 73.3%でした。男女差が最も大きかったのは「女性の能力に対する偏見がある」で、女性が 14.9%に対し男性は 33.3%と、18.4 ポイント開きがありました。

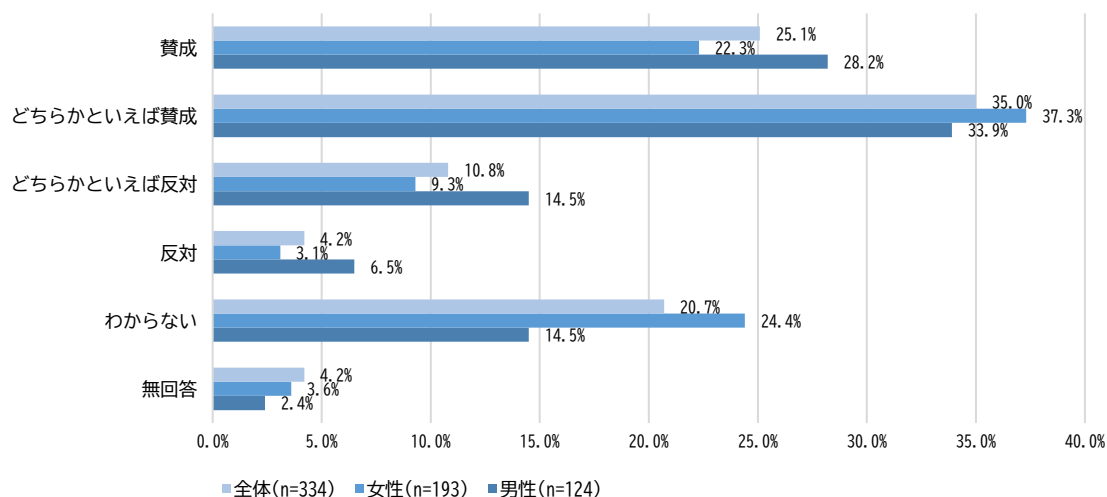
■反映されていない理由



⑰ ポジティブ・アクションについての考え

ポジティブ・アクションについて、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を足した割合は男女ともに半数を超えましたが、「反対」と「どちらかといえば反対」を足した割合は、女性は 12.4% に対し男性は 21.0% と 8.6 ポイントの開きがありました。

■ ポジティブ・アクションについての考え方

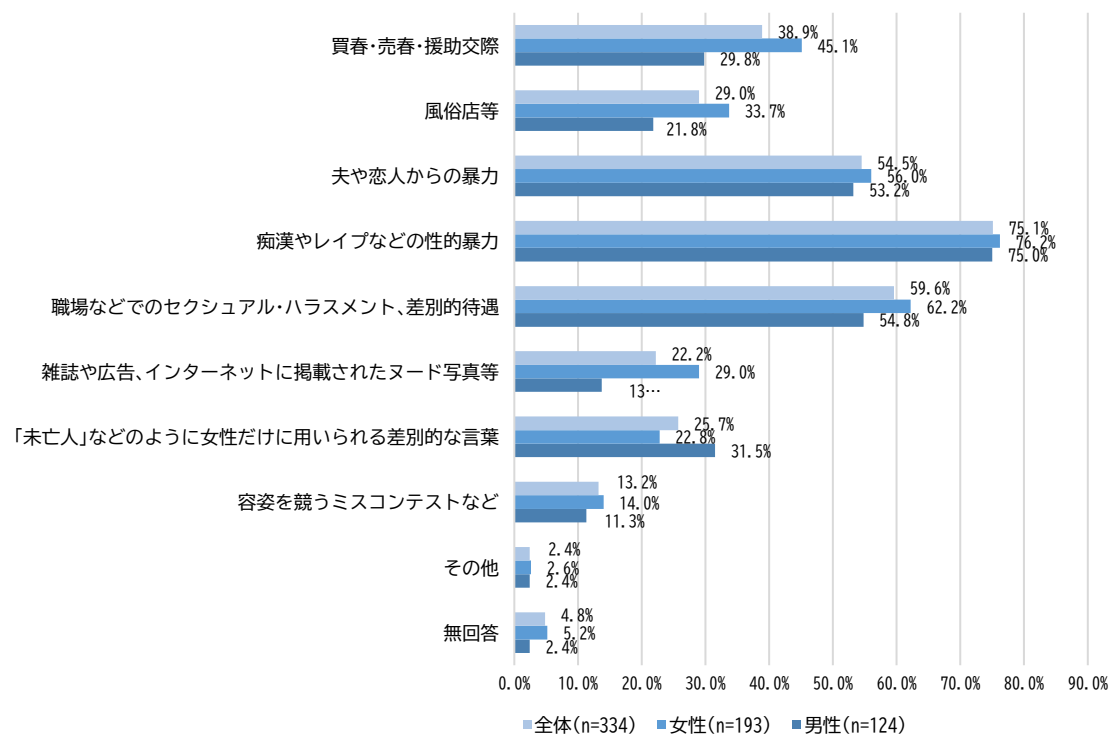


(6) 女性の人権

⑱ 女性に対する人権侵害

女性の人権が侵害されていると感じることについて、最も多かった回答は「痴漢やレイプなどの性的暴力」、次いで「職場などでのセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」、「夫や恋人からの暴力」となっています。男女で最も差があったのは「買春・売春・援助交際」と「雑誌や広告、インターネットに掲載されたヌード写真等」で両項目とも 15.3 ポイントの開きがありました。

■ 女性の人権侵害とを感じるもの

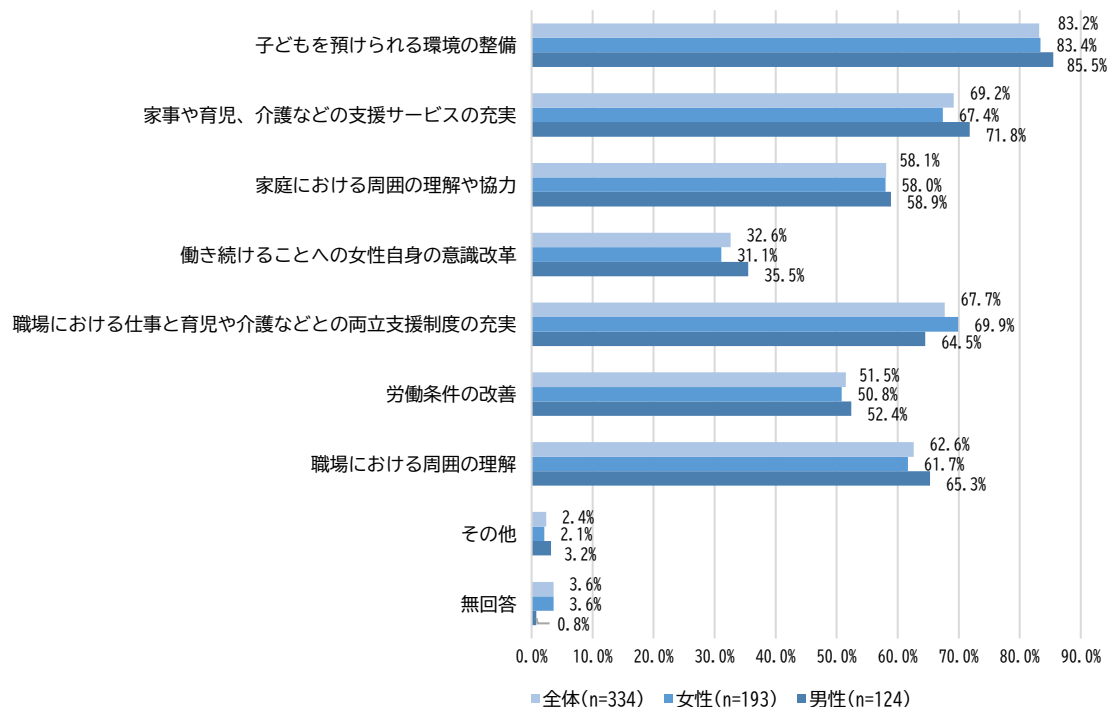


(7) 女性の活躍の推進

⑨女性の活躍の推進

出産後も女性が働き続けるために必要だと思うものについて、最も多かった回答は「子どもを預けられる環境の整備」で、女性が83.4%、男性が85.5%となりました。

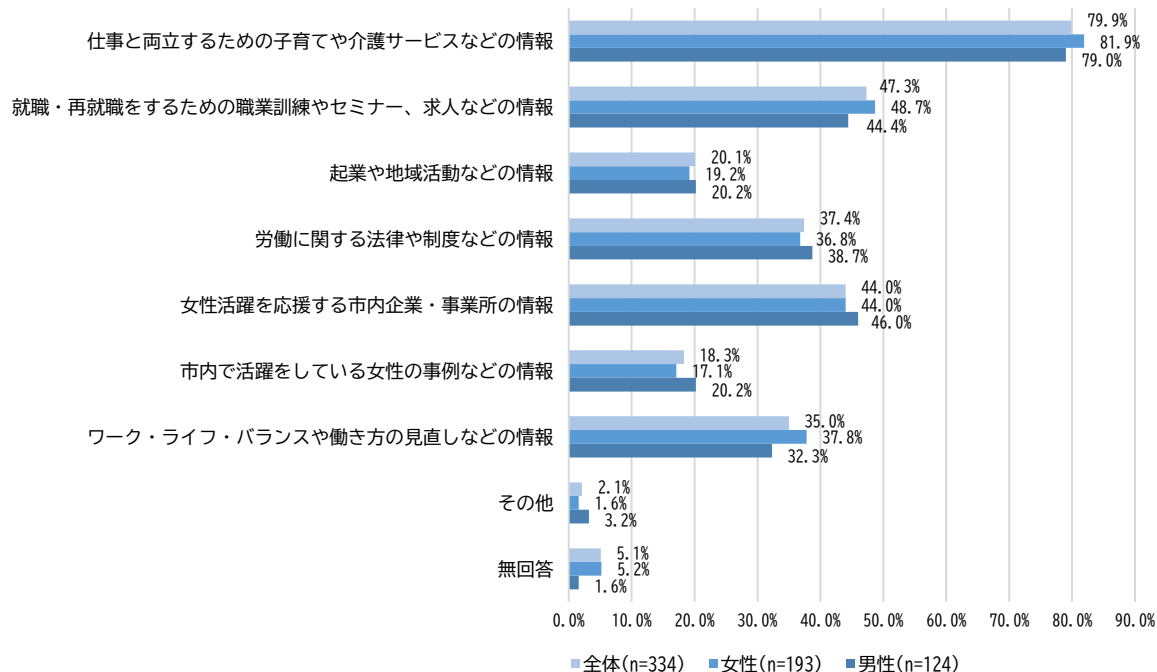
■出産後も女性が働き続けるために必要だと思うもの



⑩女性の活躍の推進のために

職業生活における女性の活躍の推進のために必要な情報について、最も多かった回答であり、唯一半数を超えた回答は「仕事と両立するための子育てや介護サービスなどの情報」で、女性が81.9%、男性が79.0%となりました。

■職業生活における女性の活躍の推進のために必要な情報

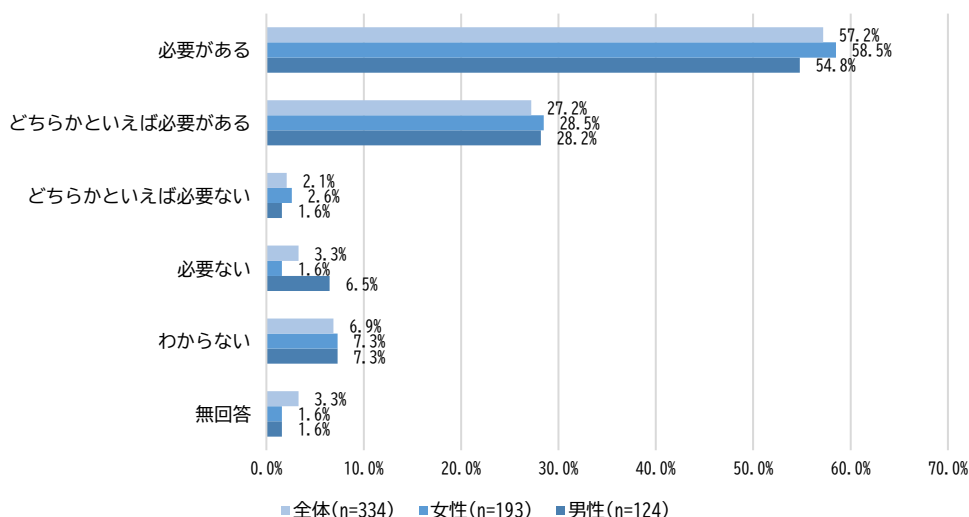


(8) 防災

①防災・災害復興対策での配慮

防災・災害復興対策において、男女の性別に配慮した対応が「必要である」、「どちらかといえば必要がある」と感じている人は、女性が87.0%、男性が83.0%となっています。一方、「どちらかといえば必要ない」、「必要ない」と感じている人は、女性が4.2%、男性が8.1%となっています。

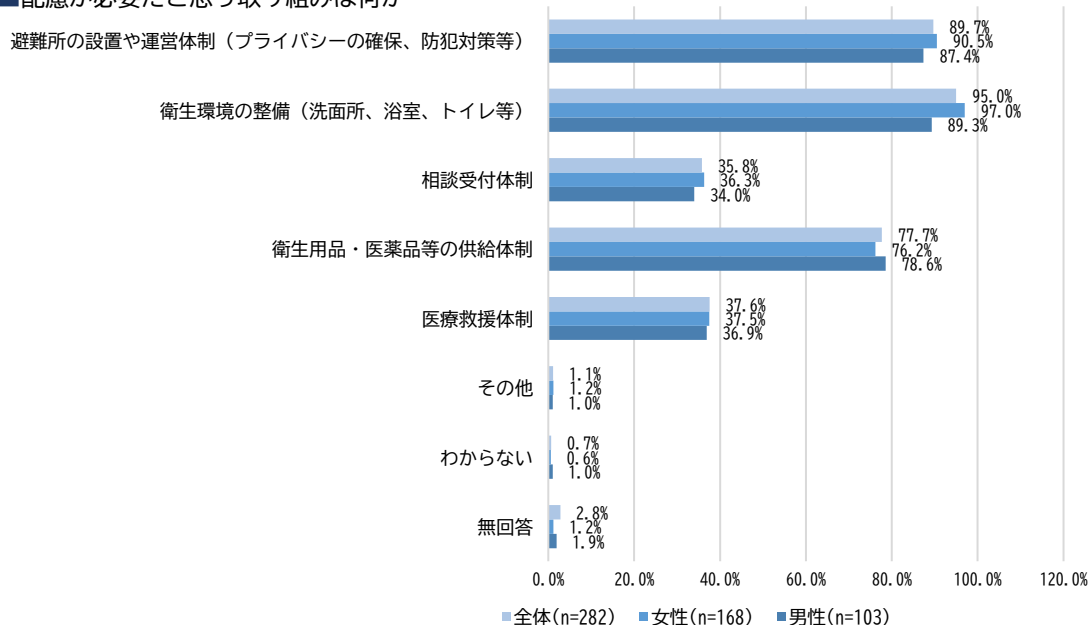
■防災・災害復興対策で、性別に配慮した対応は必要か



②配慮が必要な取り組み

前問で「必要がある」「どちらかといえば必要がある」と回答した人に、配慮が必要だと感じる対策について聞いたところ、最も多かったのは「衛生環境の整備（洗面所、浴室、トイレ等）」次いで、「避難所の設置や運営体制（プライバシーの確保、防犯対策等）」、「衛生用品・医薬品等の供給体制」となっています。男女の差が一番大きくあったのは、全体として最も多かった「衛生環境の整備（洗面所、浴室、トイレ等）」で、女性が97.0%に対し、男性が89.3%と、7.7ポイントの開きがありました。

■配慮が必要だと思う取り組みは何か

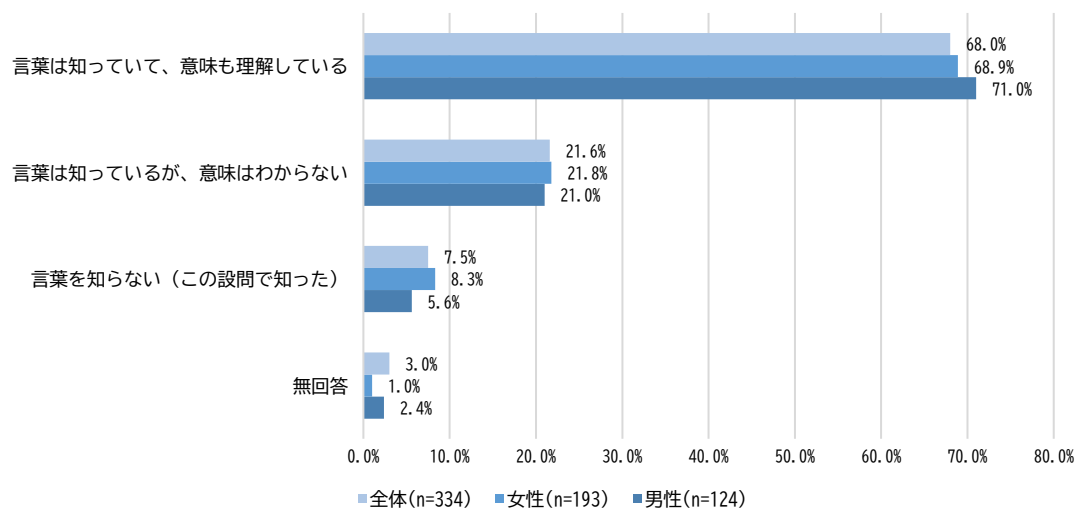


(9) 性の多様性

㊸「性的マイノリティ」についての認知

性的マイノリティという言葉とその意味を知っているかについて聞いたところ、「言葉は知っていて、意味も理解している」が68.0%、「言葉は知っているが、意味はわからない」が21.6%、「言葉を知らない(この設問で知った)」が7.5%となっています。男女の回答に大きな差はありませんでした。

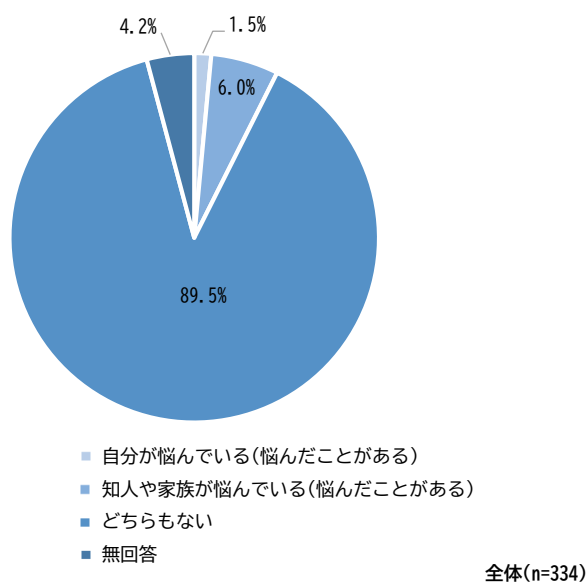
■性的マイノリティという言葉とその意味を知っているか



㊸身体の性や心の性、性的指向の悩み

自分や身近な人で身体の性や心の性、性的指向に悩んでいる人はいるか聞いたところ、「自分が悩んでいる(悩んだことがある)」が1.5%、「知人や家族が悩んでいる(悩んだことがある)」が6.0%となりました。

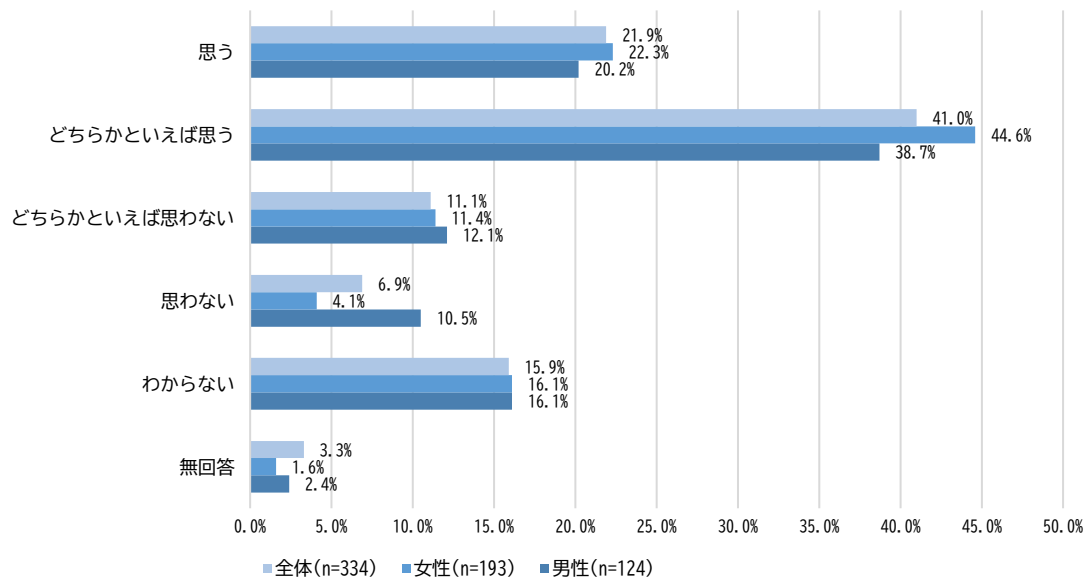
■自分や身近な人で身体の性や心の性、性的指向に悩んでいる人はいるか



⑤性的マイノリティの社会生活

今の社会は、性的マイノリティの人々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うかを聞いたところ、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人は、女性が66.9%、男性が58.9%。「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答した人は、女性が15.5%、男性が22.6%となっています。また、「わからない」と回答した人は、男女ともに16.1%となっています。

■性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思うか

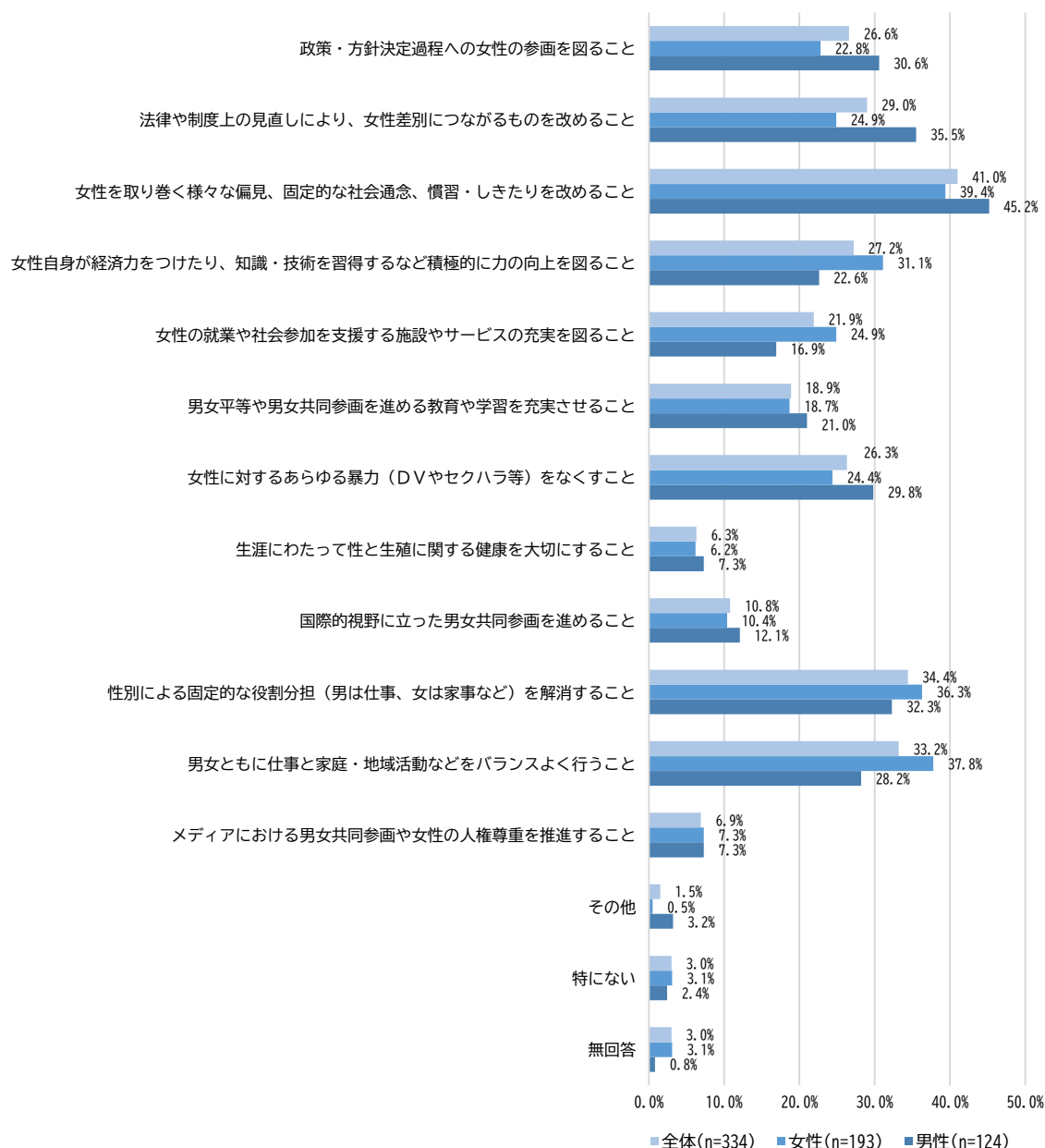


(10) 男女共同参画の取り組み

㊼男女共同参画の実現のために

男女共同参画社会の実現に向けて重要と思うことについて、女性の回答で最も多かったのは「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、次いで「男女ともに仕事と家庭・地域活動などをバランスよく行うこと」、3番目が「性別による固定的な役割分担（男は仕事、女は家事など）を解消すること」となっています。男性の回答で最も多かったのは「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、次いで「法律や制度の上の見直しにより、女性差別につながるものを改めること」、3番目が「性別による固定的な役割分担（男は仕事、女は家事など）を解消すること」となっています。こちらの問いは男女の回答に開きのあるものが多くなりました。

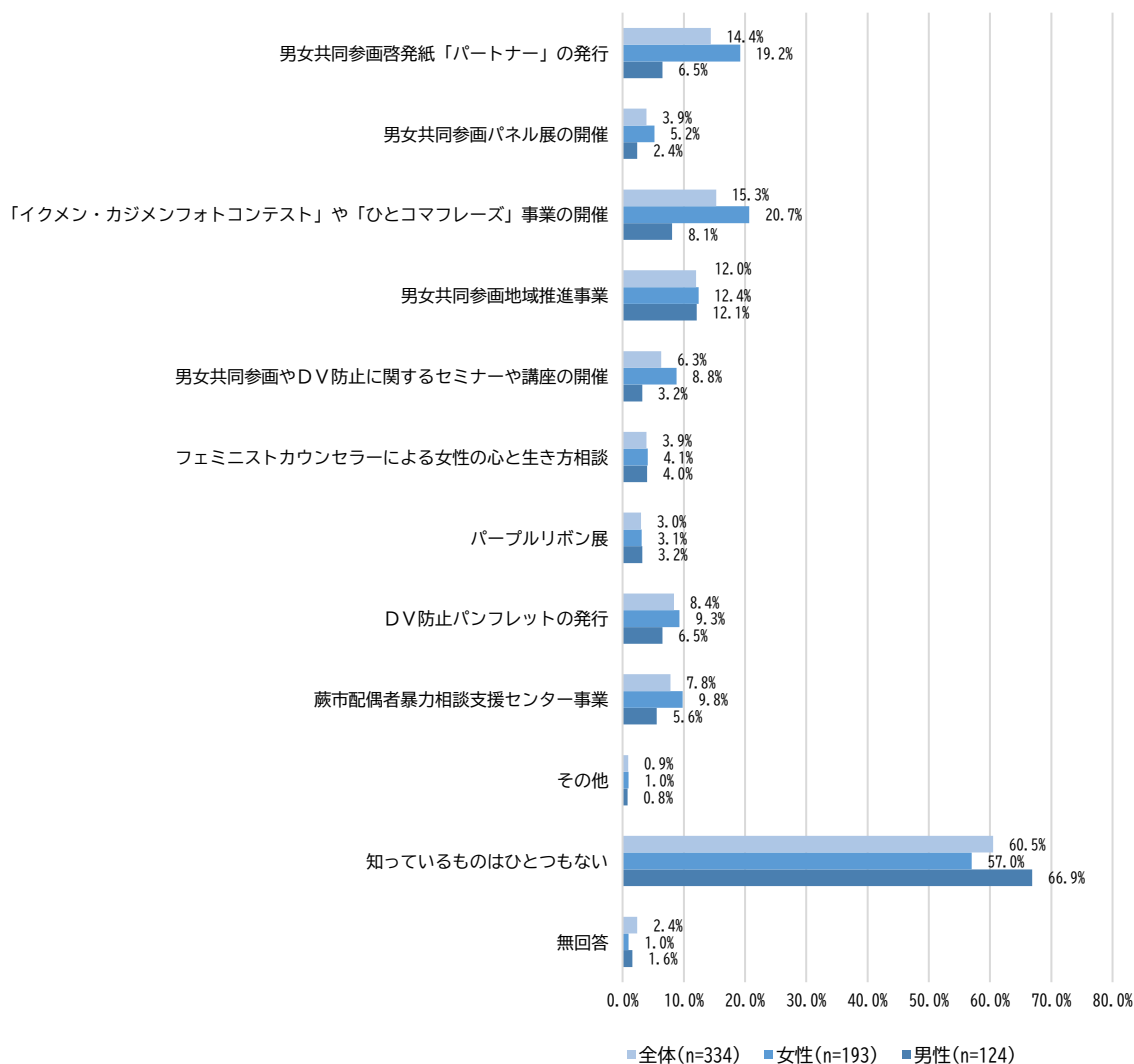
■男女共同参画社会実現のために重要と思うこと



⑦ 蕨市が行っている男女共同参画事業

蕨市が行っている男女共同参画事業について聞いたところ、「知っているものはひとつもない」が最も多く、次いで「イクメン・カジメンフォトコンテスト」や「ひとコマフリーズ」事業の開催、「男女共同参画啓発紙「パートナー」の発行」となりました。全体的に男性よりも、女性の関心が高いことがうかがえました。また、今後もさらなる周知が必要ということがわかりました。

■ 蕨市が行っている男女共同参画事業のうち知っているもの



(11) 回答者の属性

①性別

	件 数	割合
女	193	57.8%
男	124	37.1%
無回答	17	5.1%
合 計	334	100.0%

②年齢層

	件 数	割合
18～19 歳	2	0.6%
20～29 歳	30	9.0%
30～39 歳	42	12.6%
40～49 歳	63	18.9%
50～59 歳	51	15.3%
60～69 歳	53	15.9%
70～79 歳	56	16.8%
80 歳以上	33	9.9%
無回答	4	1.2%
合 計	334	100.0%

③職業

	件 数	%
経営者・役員（自営業含む）	20	6.0%
正社員・正職員	107	32.0%
派遣社員	7	2.1%
パート・アルバイト・契約社員・嘱託など	68	20.4%
学生	8	2.4%
専業主婦（主夫）	54	16.2%
その他	7	2.1%
無職	57	17.1%
無回答	6	1.8%
合 計	334	100.0%

(12) 自由意見

子育て支援

- ・産後の職場復帰には子どもを預ける（保育園等）必要があるのに、手続きが複雑で子どもの育児をしながら保育園を探したり、市役所へ手続きへ行ったりすることが難しい。もっと簡単にできるようにしてほしい。また、蕨市は小さく私の家もすぐそこが戸田市なので、市で保育園に入れるより戸田市の保育園が近いので、そこも考えてくれるとありがたい。保育園に入っていない子も手軽に一時お預りが利用できると嬉しい。そうすれば少しは職探し等のため動ける。子どもをもって育てて気づくことが多く、当り前の生活が少し面倒に感じることもある。コミュニティバスも有難いがベビーカーをもつての乗車がしにくい。手伝ってくれる人もいる時があるが、大体は一人でやらなければならない辛い。
- ・児童福祉課の子育てコンシェルジュさんとWEB面談できるようにしてほしい。
- ・「女性が社会貢献する機会を増やす為に、育児や子育ての第三者のサービス（延長保育など）の充実をはかる」という考え方がある。しかし、子どもの教育の基本は「家庭教育」であり、幼い子どもは母親と一緒に過ごす時間がとても大切である。その時間を通して、母親は子どもを理解し、どのようにしついたり、育てるかを考えることができる。母親への信頼の気持ちも子どもに生まれる。親から子へ、伝統文化が伝えられていく。子どもの教育を第三者のサービスにゆだねるということは極力さけるほうがよい。子育てにはお金がかかる。子育て家庭が充実したくらしができるように、税金の控除や職場での配慮（出張させない、残業させない、子育てボーナス支給）があるとよいと思う。3世代同居で、祖父母が孫の世話ができる環境整備支援があるとよい。

職場・企業

- ・職場では無理に管理職の女性の割合を増やそうとしたり平等を気にしすぎて、返って女性が大変だと思ってしまう。出産は女性にしかできないことなので、その後、働き続けたいか管理職につきたいかは、それぞれが決めることです。割合等を気にするのではなく自由に選択できることが重要なのではと思います。

人権尊重

- ・男女が生きていくには、それぞれ役割がありますが、男女同じ権利をもって生きていきたいです。
- ・P53（6）⑩の女性の人権について、買春、売春援助交際とあるが、だれかに強要されているのであれば、男だけでなく女にも問題がある。風俗は職業選択の自由。これも強要がなければ問題なし。ヌードについても同様。それより盗撮や、それを投稿する人間の処罰を重くしてほしい。設問に入れる時点で女性の人権について勘違いしているのではないのか。LGBTQについてはいいが、Tと一緒に考えてはいけない。ジェンダーレストイレなど話題になっているが女性にとって男性は自分より力が強い、性行為となれば傷付けられる恐怖がある。Tに関しては、なりすますることができてしまう。身体は男だが今日は女の気分でしたと言われてしまえば、そこまでとなってしまうと犯罪の温床となりかねない。埼玉県はジェンダーレスなどに条例を作ったそうだが、「女性のなりすまし」などが出てくる方が女性の人権を侵害されかねない。また本当にTで悩む人も、なりすましが保護され増えてしまうと人種と思われる。それこそ人権がなくなってしまう。日本は性的少数者に対して差別は少ない。差別だ、やめろと言っている人ほどそういった性的少数者を見下しているのではないのか。具体的にどういった差別があるのか。本当に困っているのは何なのか。活動家ではなく本人たちに聞いてあげるべき。
- ・仕事や生活において男性女性どちらも不平等に感じる事がない社会がこれから少しずつ良くなればいいと思う。男だから女だからと理由をつけて人が傷つく事なく自分がしたいように生きやすい環境を見つけ互いに尊重しあえるように一人一人が意識し窮屈に感じない世の中になればいいと思います。

家族・夫婦

- ・女性が家庭を守る為には、男性がもっと稼ぐべきと考えがあるが、そもそも女性の社会進出が普及したおかげで男性の収入が増えないと考える。女性が家庭を守るには男性の収入を増やし、その為には女性の社会進出を抑制する必要があると考える。このままでは日本は滅びてしまう。
- ・そもそも「イクメン」ということばが、性差

別だと思います。育児するメンズ→当り前のこと自分の子供を育ててでは「イクレディ」みたいに言うのか？仕事は夫、家は妻と、夫婦又は（パートナー）で決めたことで両方が納得しているなら、それはそれで認めることであり、差別していると決めることでもない。色々な形のパートナーや家庭があってもよい。多様性が認めあえる社会（蔵）であれば、高齢者でも子供でも誰でもすごしやすいと思います。

- ・結婚をして、女性が子供を出産して家庭に入り、子育て家事をして男性が働くという時代で過ごしました。今は、男性も育児休暇を取れるような事になっていますが、私が子育てしていた頃は、そんな事も何もなく、すべて女性がやって、男は働いてお金さえ稼いでくれば良いみたいな感じだったように思います。なぜ男は…女だからという考え方があるのか？ほんとうにおかしな習慣かと思います。また、子育てが少し落ち着き、仕事をしたいと思って家事があるのでパートで働くしかなく、しかも年収 103 万以上だとか 130 万以上だとすべての扶養からはずれなければとか制限があり、女性が働く制限を感じた時代がありました。主人の扶養からはずれて働いた時もありましたが、やはり子育てと家事と仕事でイライラする事も増え、またパートに戻った時もありました。ゆとりがなくなってしまったのでしょうか。男女平等の考え方は、人によっていろいろな考え方がある、今でも難しい問題のように思います。
- ・私達の世代の男性はワンマンで女性に対し見下して、上から目線の男が多いです。子供達夫婦は親の姿を見て育っていますので親のまねをする事が多いですが、これは何より女性に対する思いやりがない人間です。これから男女共にローンや育児は互いに協力して生活し楽しい人生を送ってほしいと心から願います。子供にとって仲の良い両親が何よりです。
- ・まずは家庭の中で仕事の分担、家族でよく話し合える、お互い助け合える環境が大切だと思います。

男女平等・男女共同参画

- ・私自身、女ですが、こうして声をきいてくださってうれしいです。役に立てば幸いです。蔵は外国籍の方も多く、夜道が少し怖いです。男女平等において一番許せないのが男女の

体格差による暴力です。そういったことを起こさせない、もし起きたとしたら厳しく罰してくださることを願います。よろしくお願いします。

- ・男女関係なく都合のいい時だけは男（女）という立場を利用して都合が悪い時は男女平等を叫ぶ人が多い印象を受けます。「男女平等」ではなく「男女同権」を個人的には目指すべきかと思います。女性でも働ける男性と同じ給料をもらえる。昇進するチャンスも同じだけある。逆に男性は出産は無理だけど、同じだけ育休や親権を得る資格だってある。身体づくりがちがう以上、完全に「同じ」にすることはできないので、そんな必要はないでしょう。だから平等は無理でも、同じ権利を持って環境を作ればよいと思います。同じ権利を認めることは「性別のせいで不利になることを減らす」ことの話で難しいことではないはず。「平等」はムリでも「同権」を目標とすれば「男女格差」も小さくなるのではないのでしょうか。
- ・最近の男女平等という言葉は女性を優遇する言葉に聞こえる。女性の働く機会が少ないというが、男性の様に色々な職種にはついていない。自分がやりたい仕事（思ったような仕事）に就けないことを性別のせいになっている人も多くいるような気がする。性的マイノリティ（LGBTQ）に関しても今までそれなど注目されてこなかったのは、性的マイノリティによって差別されているということではなく、自分が性的マイノリティだから」と言った被害妄想や一部の理解してくれない人がいるだけで、被害者意識を持ちすぎなのでは？と思う。人間である以上自分の全て」のことを相手に理解してもらおうなんて考えが甘すぎると思う。そういった人たちは他の人の全てを理解し、受け入れているのだろうか。そういった人程、他人への理解が浅く自分のことしか考えていないように感じる。
- ・「男女平等」や「男女平等参画」といった言葉が使用されることイコール差別がありますねという社会を表していますよね。こういうアンケートがあるのですから、男性側のアンケート、男女関係のないジェンダーレスのアンケートを実施することも必要なのではないのでしょうか。男女を差別もしくは区別した教育を受けた人が、男女差別は良くありませんと今の子供たちに教育しているのは、本当

- に差別ないということを理解した教育なの
でしょうか。今の子供たちが社会に出る頃に
日本の男女差別等が、また一段減るのでは？
そのくらい人の受けた教育や考え方が変化
するには時間がかかるでしょう。人口で言え
ば男女の数がほぼ同じですから、色々な分野
でも男女数が同じくらいになるように願ひ
ます。女性が産休・育休がとれやすくなると
同時に男性も産休・育休を取りやすくなる社
会にしてほしいです。
- ・PTAやボランティアも男性が参加できるよ
うにしてほしい
 - ・男女共同参画社会基本法についての、いつで
も閲覧できる無料動画を配信してほしい。手
軽にいつでも（時間が空いた時など）閲覧で
きるから。
 - ・P59(10)㉔の事業について、ほとんど知り
ませんでした。蕨市の公式HPトップのどこ
からか移れるようになって良いと思ひ
ました。コロナ禍前ですが、町会行事に子
ども会代表として参加しました。婦人部会
の手伝いで料理の準備や片付けをしました
が、女性のみが大人数で何時間も前から準備に
時間を費やす習慣に疑問を持ちました。（そ
の間、男性も何かしらの準備があるかもしれ
ません、）今の時代、「婦人部」があることや
婦人部の役割（接待など）も時代の流れに逆
行している気がします。「婦人部」に関して
は、町会の範囲内かもしれませんが、疑問に思っ
たので記載させて頂きました。
 - ・私が今迄、生きていた中では、男女平等、男
女共同参画はあまり身近に無かったような
気がします。もちろん子育てしながら仕事も
したので、育児・家事と手助けがほしいと思
った事は度々です。男性はなかなか手助けが
なく、不満が、増したことはつらい思ひ
ありました。
 - ・男女間では区別なく違いを認める努力をする
べきだと思います。骨格や臓器の違い、脳の
働き、体力など男女に違いがあつてあたり前
である。違うからこそ、男女間では補う、労
わるという思ひや気持ちが生えるのでは
ないかと思ひます。
 - ・男だから、女だからといった考え方がある以
上、平等には程遠いと思ひます。
 - ・自分の周りにLGBTQの方がいない（今まで出
会ったことがない）ので、男女共同参画への
理解を深めるために、機会があればLGBTQの
方の話を聞いてみたいと思ひました。
 - ・長い会社勤務や町会、クラブ活動を通じ、世
の流れが変わってきた事を感じ取つていま
す。男女共同参画は必要だと思いますが男性
より女性の方の意識が必要です。
 - ・男女平等をすすめることは、とても良いこと
だと思います。ですが生物学上、男性と女性
は違う生き物です。それぞれ得意、不得
意はあると思ひます。そういった部分を考え
ず全てを平等にしようとするのは良くない
と思ひます。また、LGBTQについて、社会で
認め合うことは大切だと思いますが、トイレ
や更衣室の利用問題など、LGBTQではない人
たちが、がまんすることは認め合うこととは
ちがうと思ひますので、しっかりと整備した
方が良いと思ひます。
 - ・法や理念的な問題よりも、それを運用する人
間に問題が感じられる。人間側が理想におい
ついていない。蕨市の「男女共同参画社会」
についての活動を私は認知していなかった。
宣伝が足りていないのではないか？これは
個人の意見であるが「性産業」に就いて
いる女性への偏見や差別が強いと感じられる。
法的に認められているのなら、これは解消さ
れるべきである。彼女らの権利拡充や支援を
求む。女性の身体は女性自身のものである。
それを自由に行使する権利があるはずであ
る。社会で議論が必要だ。
 - ・男女平等について、女性目線での意見や要望
を様々なメディアで聞くことが多いが、かな
り都合の良いように「男女平等」という言葉
を使っているという印象を受けます。人間で
ある以上、性による違いを変えることはでき
ないので、サポートできる制度や仕組みを作る、
整えることは重要であるが、女性向けのその
ようなサービスや制度が、男性からは「女性
が優遇されている」という見方もできる。性
問題は別として男女参画については、個人の
力量による部分もあると思うので、キャリア
アップできないことを性別のせいだけにせ
ず結論を出すべきではないと思ひます。（も
ちろん理由の一つではあると思うが）
 - ・男女共同参画セミナーに出席して驚きました。
体験者の話を聞き、今迄、知らなかった事、
現実に苦しんでいる人がいる社会に本人は
抜けだしたくても、自分の意思が弱くDVに
走る。私達は何が出来るか、どう向き合つて
いけば良いのか。
 - ・戦後、男女平等の大転換教育を受け、理念は
理解するが実態はあまり変わっていないよ

うに感じていました。しかし、女性の海外旅行、留学等の増加、コンピューターの発達による転職の拡大等で世の中相当変化していると思います。しかし、G7の他国の状況を見るとまだ日本はやるべきことは多い感じで、これから大変です。

- ・「男女平等」と言っても行き過ぎはいけない。「男子トイレと女子トイレの別をなくす」ことに女性は反対しています。女湯に性同一性障害の男性が入ってくるのも問題です。守るべき社会慣習・伝統というものがあるはずで

行政・施策

- ・今、社会人大学生として学んでいますが、LGBTQ+について興味を持っています。その人がその人らしく育ち、学び、働き、愛す事ができる街、蕨になるのが私の夢です。コンパクトシティだからこそそのステキなモデルシティになればと願っています。
- ・年収の問題から様々な問題が発生している為、派遣、パート、アルバイト等の年収、年収の制限を廃止し、極力正社員を増やす社会でありたい。様々な家庭の問題、暴力等、ひとり親の場合の状況の経済の支援の改善に取り組んでもらいたい。
- ・蕨市は市民に対して審議会等の女性割合をどの位までにしたいのか、また職員の女性管理職を何%までにするのかという情報が明らかにされていないと思う。また市民参加が一部の人間（古くからの住民→いわゆる頭のかたい人達）が占有しているように思えてならない。（市民参加が推進されていない気がする）まず、蕨市役所の中が男女平等なのか、市民に知らしめ役所（行政）が先行しているところをみせてほしい。市民意識調査が「今後の具体的施策を検討するための参考資料とする」とありますが、具体的施策が何であるのかわからないため、質問も大卒な感じがする。（答えが作為的で行政がみちびきたい方向に答えさせようといことが見えてしかたない）たとえば共同参画基本計画など具体的に策定したい計画等を示したほうがよい。ジェンダーフリーや多様性が言われている今において、はたして「男女」という言葉をつかうことは、どうなのでしょう（男・女にあてはまらない場合は、この言葉自体が差別ではないですか？）行政がこの言葉を使うことについての見解を求める。

- ・女性専用トイレ、男性専用トイレ、それぞれがなくならないようにしてほしい。必要な身体的な性の区別で判断する事が犯罪防止につながる。
- ・まずは、教育からだと思います。なので時間はかかると思います。社会での取り組みはテレビなどで目にする機会がありますが、蕨市のPR活動は全く触れることがありませんでした。意識や制度を変えるのは難しいと思いますが行政ができるのは、まずは制度改革だと思います。女性が働きやすいように保育園の増設などの対応が早いことなどは感謝だと思っています。期待しています。
- ・社会的養育を必要とする児童に関わっています。お預りする児童の家庭では、特に母親自身が支援を必要とする状況が多くみられます。要保護児童の手前の要支援児童、要支援家庭（特に母親）を地域全体で見守っていく必要があります。将来担税力ある大人として、世に送り出していく責任は、今の大人にあります。せっかく生まれてきた命を社会全体で育てていく市になるよう期待しています。男女共同参画をより広い意味で捉え、こどもまん中社会の実現にもつなげて欲しいと願います。市長の所属・関連政党に関わらず市職員の方々の奮闘に期待します。
- ・男性側にも社会的弱者がいるので、極端に女性を優先した施策は採用しないでほしい。
- ・社会状況が私達の時代と大きく変わっておりますので、適当な回答が出来たかと案じております。これからの社会をよりよくするために大変御苦勞なさっていらっしゃいますこと感謝致しております。蕨市発展の為に頑張ってください。
- ・一にも二にも市役所から始めて下さい。
- ・LGBTQ、女性が守られるか心配。男性が女性トイレに入ってきたり、子供や女性が性暴力にあったり、女性のスペースに男性が入ってきたり蕨市は、その時にどのように対応するのか？外国人が日中、小さな子供を連れて歩いているが、保育園や小学校へ行く年齢の子供。親は働いていないのか？保険料、税金、外国人から納められていますか？蕨は年寄りが多い、今後どうなる。
- ・蕨市に、このような参画がある事を知りませんでした。ぜひ、積極的に取り組んで頂き、男女ともより良い暮らしになる事を願っています。

女性活躍

- ・女性議員をもっと増やして、女性の意見が反映されやすい社会になれば良いと思う。蕨市が行っている男女共同参画の推進事業のなかに「イクメン・カジメンフォトコンテスト」があるようですが、育児などは特に男親も行うべき、あたりまえの事であり、フォトコンテストを開催すべきものではないように感じました。

その他

- ・世代の相違がすごいのでむずかしい。
- ・ゴミ問題ですが、カラスがちらかすのでアミではなく、何か方法はないのでしょうか。要害通りのポンプの所がいつのまにか、ゴミ置き場となり通勤で毎日通るのですが、とてもきたないです。蕨の散策道路になっているのに、みにくいです。どこの地域もなやんで置いているのに、なぜあの場所に大量のゴミを出したり自転車の置き場になっているのでしょうか。お花でもうえたらいいいのでは、子供達もポンプで遊べないですね。片付けた後もきたないです。何とかしてほしいですね。
- ・質問に対して、生活環境によって変わるのでは？
- ・時代と共に、日本人も全体的にレベルアップをする事は、大事な事だが人間社会で一番大事（大切）な事を考えれば、今、自分の「やるべき事が」自然と見えてくるのではなかろうか。世界に目を向けるのも良いが、まずは、自分達の足元をしっかりと見ましょう。学歴・物ではないはず。考え方が昭和で申し訳ないですがね。
- ・自分は今、蕨市に住んでいて幸せに暮らしているが、もっと市が行っている事業など関心を持たなければと思いました。
- ・蕨市に住んで良かったと想える町にして行きたいと想っておりますが、最近の学校の雨漏り、犯罪が多い市等、本当なのかと案じております。市長さんには、まだ若いのですから、市民の為に良い町作りを心掛けて下さいね。
- ・風土的に旧来からの思想、風習（慣）が抜けていない様に感じます。
- ・良くわからない事が多くありました。
- ・男性、女性という固定概念無く生活しています。令和五年のこの時代に女性は〇〇するべき、〇〇であるべき等という概念を持つ世代は、やはり高年齢世代であり、本アンケートについては世代別に集計し、高年齢世代へ

の意識改革に注力するべきである。

- ・日本の政治家は男だらけで異常だと思う。学校のPTA役員は女ばかりでおかしいと思う。
- ・次回より、控えが手元に残る様、配慮願います。（必要とする者が、コピーでも良いが。）
- ・このアンケートは 70 才をすぎた私に送られてきても、子育ては終わっているのも意味は無いと思いますが（PTA等の事）。
- ・85 才になる私にアンケートが来ましたが、どういうお考えでしょうか。書くのが大変でした。
- ・私は 80 才を過ぎ、社会とは一線をおいています。私達の時代は今とはちがいますが、いつの時代も、らしさ、女は女らしさ、男は男らしさ、この言葉はいつの時代も通用すると思います。決して卑下するものでなく自分をわきまえると言う事だと思います。あまりにも自分が自分と言う、また、ひっこみすぎではいけないが自分の今の地位立場を心がければ世の中、心配しすぎる事がないように思います。
- ・年を取りすぎました為、わからない事が多すぎました。もう少し世の中に関心を持って見て行く事にします。
- ・30 代に入るとともに、独り身であることに徐々に生き辛さを感じるようになりました。社会全体として、ある程度の年齢になれば家庭を持ち、「人生の次のステップへ」という社会通念がまだまだ強いのだと思います。このことは男性よりも、むしろ女性の方が強いかもしれませんが、「自分らしく生きる」ことはそう簡単ではなく、必ず周囲の社会を大きく受けてしまうことなのだなと感じます。難しいことなのかもしれませんが、「普通の生き方」でなくても、負い目なく生きられる社会で生きていきたいです。

※個人を特定するご意見は掲載を控えさせていただきます。

※明らかな誤字、脱字については修正させていただいております。

◎蕨市の男女共同参画の状況

国勢調査や各種関係機関の統計、調査結果をまとめ、蕨市の男女共同参画の状況をあきらかにし、計画策定の基礎資料としました。

■市議会の議員数と女性議員の人数、その割合

年 月	議員数（人）	女性数（人）	割合（％）
平成 19 年 7 月	18	2	11.1
平成 23 年 7 月	18	2	11.1
平成 27 年 7 月	18	4	22.2
令和 元 年 7 月	18	5	27.8
令和 5 年 7 月	18	6	33.3

市民協働課調べ

■審議会等における女性委員の割合

年 度	委員の比率（％）		女性を含む審議会比率（％）	
	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均
平成 30 年度	35.5	28.3	100.0	83.8
令和 元 年度	36.3	28.8	100.0	84.6
令和 2 年度	38.4	29.1	100.0	85.5
令和 3 年度	38.9	29.3	100.0	86.3
令和 4 年度	39.2	29.5	97.9	85.7

「市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」「男女共同参画に関する年次報告」
(埼玉県男女共同参画課)

■市役所職員の女性割合

年 度	女性職員の比率（％）		女性役付職員の比率（％）		内課長以上の役付き職員の比率（％）	
	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均	蕨市	県内平均
平成 30 年度	42.5	40.4	21.4	29.6	9.7	14.1
令和 元 年度	42.6	40.8	22.4	29.0	8.6	14.4
令和 2 年度	43.3	41.2	24.6	29.4	10.3	14.9
令和 3 年度	42.7	40.8	23.7	29.8	9.9	15.5
令和 4 年度	42.3	41.6	25.8	30.9	9.6	15.9

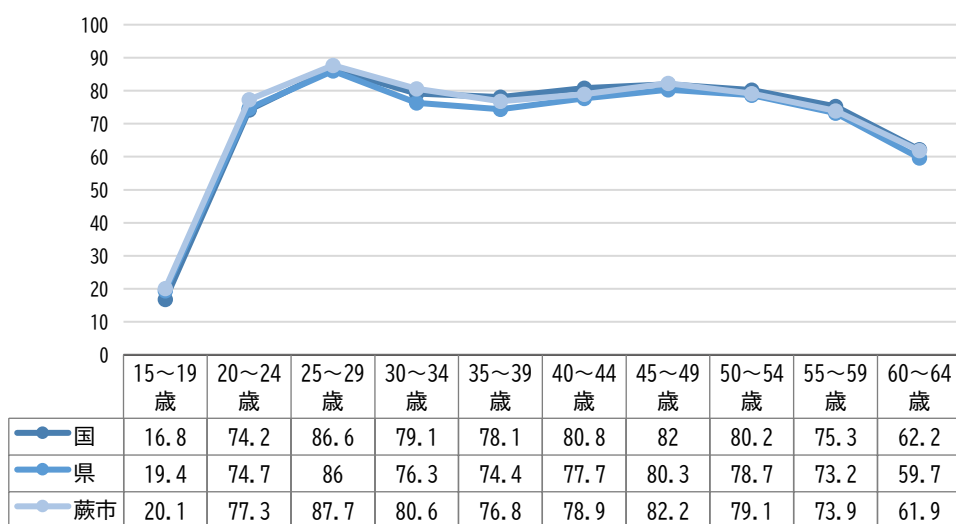
「男女共同参画に関する年次報告」(埼玉県男女共同参画課)

■各種団体の代表者に占める女性の割合

団体名	平成 30 年 4 月			令和 5 年 4 月		
	総数 (人)	女性の長 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性の長 (人)	割合 (%)
町会	37	1	2.7	37	3	8.1
子ども育成会	31	23	74.2	31	20	64.5
P T A	10	1	10.0	10	2	20.0
高齢者クラブ	25	5	20.0	24	6	25.0
青少年団体連絡協議会加盟団体	11	4	36.4	11	4	36.4
レクリエーション協会加盟団体	12	3	25.0	9	2	22.2
スポーツ協会加盟団体	28	4	14.3	23	3	13.0
文化協会加盟団体	16	9	56.3	15	7	46.7
合 計	170	50	29.4	160	47	29.4

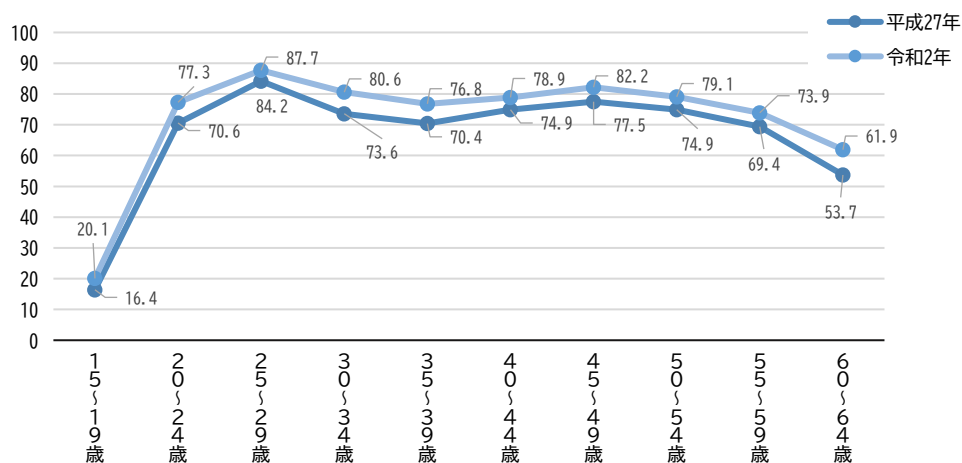
市民協働課調べ

◆女性の労働力率（全国・埼玉県との比較）



令和 2 年国勢調査

◆女性の労働力率（平成 27 年と令和 2 年との比較）



平成 27 年、令和 2 年国勢調査

2 関係法令・条例

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

平成 15 年 3 月 27 日条例第 2 号

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」

これは、平成 2 年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市と一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン 185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

第 2 条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育てで中心で、男性は仕事を中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力

又は子どもを利用した暴力を言います。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
 - (2) 市が行う施策に積極的に協力します。
- (性別による権利侵害をなくすこと)

第 7 条 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場

など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくすことを目指します。

2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。

3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

第8条 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

(市のとりくみ)

第9条 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。

(1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。

(2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。

(3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。

(4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差は正措置が取り入れられるように努めます。

(5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差は正措置を取り入れるように努めます。

(6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。

(7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援を行います。

(8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。

(9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)

第10条 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員(以下「推進員」と言います。)を置くことができます。

2 推進員は、次のことを行います。

(1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるための事業を行います。

(2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。

(男女共同参画推進委員会)

第11条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進

委員会(以下「委員会」と言います。)を設置します。

2 委員会は、次のことを行います。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。

(2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。

4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができます。

6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。

2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。

3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。

4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

(苦情や相談等への対応)

第13条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和五十四年国際連合採択

〔昭和六十年六月二十五日批准条約第七号〕

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識

し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫

定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a） 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（b） 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（a） あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（b） 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（c） 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a） 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（b） 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（c） すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（d） 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（e） 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（f） 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（g） スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（h） 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a） すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（b） 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

（c） 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

（d） 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（e） 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

（f） 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（a） 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

（b） 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

（c） 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

（d） 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の

作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗(ちよく)状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人

を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、

仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

男女共同参画社会基本法

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又

は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会

の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被

害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条

男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条

前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条

第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕
最終改正：令和5年6月14日号外法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

ない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めな

ければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す

る暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては、配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配

偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対す

る暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令

を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」とい

う。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受け

た後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に

規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日

- 二 〔前略〕第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

〔平成二十七年九月四日号外法律第六十四号〕

最終改正：令和4年10月1日法律第12号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及

びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性

の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該

構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の第三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出を

して労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して

知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があるとき認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

- 四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し

て必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律

〔令和五年六月二十三日号外法律第六十八号〕

最終改正：令和5年6月23日号外法律第68号

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策

定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ

理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。
(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されるこ

とその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差は正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合においては、積極的格差は正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

3 用語の解説

～本計画に掲載されている男女共同参画に関する用語の詳しい解説です～

行	用 語	解 説	初出頁
あ	アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込みや偏見)	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のこと。「性別による無意識の思い込み」とは、例えば「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識に同感していなくとも、その人の過去の経験や知識などにより、性差に関し無意識に何気ない発言や行動として現れること。	14
	エンパワーメント	自分の生活と人生を決める権利と能力を持ち、色々な場の意思決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つこと。	6
か	固定的性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。	14
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。	6
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為(つきまとい、待ち伏せ等8つの行為を規定)を繰り返して行うこと。	33
	性的指向・性自認 (SOGI)	性的指向(Sexual Orientation)は、恋愛感情や性的関心がどの性別に向かうのかを示すこと。性自認(Gender Identity)は、自分の性別をどのように認識しているのかということ。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」が使われることもある。	19
	性的マイノリティ	性的指向・性自認のあり方が何らかの意味で多数派と異なっていること。性的マイノリティを表す言葉の一つとして、LGBT(Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった言葉)が使われることもある。	19
	セクシュアル・ハラスメント	主に職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されること。	33
た	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者(元配偶者)や恋人等親密な間柄でふるわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、大声でどなる、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅すなどの行為も該当する。	7
	デートDV	交際相手から行われる暴力行為のことをいい、身体的な暴力のほか、大声でどなることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれる。	35

行	用 語	解 説	初出頁
は	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。	22
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。	28
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。	38
わ	ワーク・ライフ・バランス	すべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとりその両方を充実させる働き方・生き方のこと。	14
	蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した、双方又は一方が性的マイノリティの二人に対して、市から届出受理証明書などを交付する制度を「パートナーシップ届出制度」といい、また、パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合に、家族の関係にあることの届出をすることができる制度を「ファミリーシップ届出制度」という。	21

4 計画の策定にあたって

○策定の経過

月	推進委員会	行政推進会議・部会	その他
令和4(2022)年度			
4月			女性登用調査実施
6月	第1回委員会(6/24) ・策定スケジュールについて		
8月		第1回会議(8/5) ・策定スケジュールについて ・部会の設置について	
11月		第2回会議(11/22) ・部会の設置について ・市民意識調査、職員意識調査について	
1月		第1回部会(1/20) ・策定スケジュールについて ・市民意識調査・職員意識調査について ・事業進捗状況調査結果報告	
2月	第2回委員会(2/19) ・男女共同参画について講演会		
3月	第3回委員会(3/28) ・事業進捗状況調査結果報告 ・市民意識調査について	第2回部会(3/24) ・男女共同参画について講演会	
令和5(2023)年度			
4月			女性登用調査実施
5月			市民意識調査実施
8月	第1回委員会(8/22) ・事業進捗状況調査結果報告 ・市民意識調査集計について ・計画案について	第1回部会(8/2) ・市民意識調査、職員意識調査集計について ・計画案について 第1回会議(8/10) ・市民意識調査、職員意識調査集計について ・女性登用集計報告 ・計画案について	
10月	第2回委員会(10/31) ・計画案について	第2回部会(10/24) ・計画案について 第2回会議(10/25) ・計画案について	
12月	計画への提言(12/15)		
2月			パブリック・コメントの実施
3月	第3回委員会(3/18) ・計画最終案について ・パブリック・コメントについて	第3回会議(3/21) ・計画最終案について ・パブリック・コメントについて	

○委員名簿

■蕨市男女共同参画推進委員会

氏 名	所 属 等
成田 弘子	蕨市男女平等推進市民会議
森 晶子	沖電気工業株式会社
栗原 元一	蕨市立小中学校校長会
○岩渕 養光	蕨市町会長連絡協議会
辻 美由紀	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
加藤 光男	パートナー編集委員
◎足立 明美	子育てアドバイザー
山之内 梓	男女共同参画推進員
坂口 麻美	公募
横山 直子	公募

◎は委員長 ○は委員長代理

任期：令和5年7月16日～令和7年7月15日

■蕨市男女平等行政推進会議委員

部 課	職 名	氏 名
秘書広報課	秘書広報課主幹	慶野 裕亮
総務部	人事課長	平塚 悟
	庶務課長補佐	上村 亜希子
	情報管理課長	佐々木 則夫
市民生活部	次長兼市民課長	岡田 陽一
	市民協働課長	◎倉石 尚登
	医療保険課長	大山 麻美子
健康福祉部	生活支援課長	越 正男
	次長兼子ども未来課長	福田 望
	健康長寿課長	加藤 晶大
	次長兼福祉総務課長	國井 信太郎
都市整備部	次長兼まちづくり課長	丸山 友之
教育部	教育総務課長	田中 昌継
	下蕨公民館長	小川 有紀子
市立病院	医務局看護科看護部長	白畑 多加江
消防本部	総務課長補佐	川邊 ユカリ

◎は会長

任命：令和5年4月1日～令和7年3月31日

■蕨市男女平等行政推進会議部会員

部 課	職名	氏 名
	秘書広報課 広報広聴係	主事 三井 寿貴
総務部	庶務課庶務係	主事 齋藤 亮
	人事課 人事研修係	主事 佐藤 宇宙
	政策課	主査 石黒 沙織
市民生活部	安全安心課 自治安全係	主事 田中 莞太
	商工観光課	主事補 岩田 流星
	市民課記録係	主事 佐藤 瑠華
	医療保険課 国民健康保険担当	主査 ○棚井 貴子
健康福祉部	福祉総務課 障害者福祉係	主査 中村 雄基
	生活支援課 保護担当	主査 藤野 俊輔
	子ども未来課 子ども家庭係	主事 紺野 凜
	健康長寿課 長寿支援係	主査 庄野 綾子
	福祉・児童センター	主事 柏瀬 直樹
	保健センター 保健指導係	保健師 山岸 彰子
	まちづくり課	主査 中村 賢祐
都市整備部	建築課公共施設担当	技師 大滝 裕樹
	道路公園課道路係	主査 浜村 大輔
教育委員会 教育部	学校教育課指導係	指導主事 及川 優介
	生涯学習スポーツ課 生涯学習振興係	主事 帯刀 駿
	中央公民館	主査 飯田アズ美
	図書館奉仕係	主任主事 寺島 紘子
	歴史民俗資料館	主査 山崎 陽子
市立病院	市立病院庶務経理係	主査 助石 菜穂子
消防本部	消防本部総務課庶務係	副主任 杉山 歩

○は部会長

任命：令和5年4月1日～令和6年3月31日

■事務局

市民生活部市民協働課	課長	倉石 尚登
	係長	庄野 彩子
	主事	原田 ちゆみ

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）

令和6年3月

発 行 埼玉県蕨市

編 集 市民生活部市民協働課

住 所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号

電 話 048-432-3200（代表）

ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>



蕨市